
平成21年 第1回(定例)由布市議会会議録(第7日)

平成21年3月11日(水曜日)

議事日程(第7号)

平成21年3月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 報告第1号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第2 議案第3号 由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 由布市営国民宿舎条例の廃止について
- 日程第5 議案第6号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 議案第7号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第9号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 由布市財政調整基金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 由布市市民運動場条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 由布市B&G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 宇佐市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第20 議案第21号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第21 議案第31号 平成21年度由布市一般会計予算について

- 日程第22 議案第32号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第33号 平成21年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第24 議案第34号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第35号 平成21年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第36号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第37号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第38号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第39号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第40号 平成21年度由布市水道事業会計予算について

追加日程

- 日程第1 請願について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第2 議案第3号 由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 由布市営国民宿舎条例の廃止について
- 日程第5 議案第6号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 議案第7号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第9号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 由布市財政調整基金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 由布市市民運動場条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 由布市B&G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

- 日程第18 議案第19号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 宇佐市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第20 議案第21号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第21 議案第31号 平成21年度由布市一般会計予算について
- 日程第22 議案第32号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第33号 平成21年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第24 議案第34号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第35号 平成21年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第36号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第37号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第38号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第39号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第40号 平成21年度由布市水道事業会計予算について
- 追加日程
- 日程第1 請願について

出席議員（24名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 4番 新井 一徳君 | 5番 佐藤 郁夫君 |
| 6番 佐藤 友信君 | 7番 溝口 泰章君 |
| 8番 西郡 均君 | 9番 渕野けさ子君 |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 久保 博義君 |
| 19番 小野二三人君 | 20番 吉村 幸治君 |
| 21番 工藤 安雄君 | 22番 生野 征平君 |
| 23番 山村 博司君 | 24番 後藤 憲次君 |
| 25番 丹生 文雄君 | 26番 三重野精二君 |

欠席議員（１名）

13番 佐藤 正君

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君 書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 市長 | 首藤 奉文君 | 副市長 | 清水 嘉彦君 |
| 教育長 | 清永 直孝君 | 総務部長 | 大久保眞一君 |
| 総務課長 | 工藤 浩二君 | 財政課長 | 長谷川澄男君 |
| 総合政策課長 | 島津 義信君 | 防災安全課長 | 佐藤 和明君 |
| 行財政改革推進課長 | 相馬 尊重君 | 収納課長 | 佐藤 利幸君 |
| 市民課長 | 佐藤 鈴江君 | 監査・選管事務局長 | 佐藤 忠由君 |
| 会計管理者 | 米野 啓治君 | 産業建設部長 | 荻 孝良君 |
| 契約管理課長 | 渡辺 定君 | 農政課長 | 河野 隆義君 |
| 建設課長 | 佐藤 省一君 | 水道課長 | 目野 直文君 |
| 都市・景観推進課長 | 若林 純一君 | 健康福祉事務局長 | 立川 照夫君 |
| 福祉対策課長 | 加藤 康男君 | 環境商工観光部長 | 吉野 宗男君 |
| 環境課長 | 溝口 博則君 | 商工観光課長 | 服平 志朗君 |
| 挟間振興局長 | 後藤 巧君 | 庄内振興局長 | 川野 雄二君 |
| 庄内地域振興課長 | 井 正弘君 | 湯布院振興局長 | 太田 光一君 |
| 湯布院地域振興課長 | 古長 雅典君 | 教育次長 | 高田 英二君 |
| 教育総務課長 | 河野 眞一君 | 消防長職務代理人 | 浦田 政秀君 |

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。議員及び執行部各位には引き続きの本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は24人です。佐藤正議員より病気のため欠席届が出ておりますので許

可しました。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

ここで、執行部より昨日の一般質問における答弁について発言の申し出がありますので許可をします。商工観光課長。

○**商工観光課長（服平 志朗君）** 商工観光課長です。昨日の2番、高橋議員への商店街との認識の中で、私の説明が不足していましたので追加説明をいたします。

由布市の商店街として挾間地域に向原商店街、ケヤキ通り商店会、それから湯布院地域に花の木通り商店街協同組合、駅前中央商店街協同組合、由布見通り商店会、参宮通り振興会、平成通り振興会、庄内地域に小野屋商店街、天神山商店街、庄内駅前通り商店街の10商店街を商店街と認識しています。

以上でございます。

○**議長（三重野精二君）** これより各議案の質疑を行います。

発言につきましては、議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いいたします。

日程第1. 報告第1号

○**議長（三重野精二君）** それでは、日程第1、報告第1号を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第2. 議案第3号

○**議長（三重野精二君）** 次に、日程第2、議案第3号由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○**議員（8番 西郡 均君）** 最初に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、ここ、この条例の第1条でそれぞれ、その法律の第3条1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づきというように書いていますけれども、それがどういうことをうたわれているのか、教えていただきたいというふうに思います。

二つ目では、詳細説明の中で2条の任期を定めてというところで5年ということをおっしゃ

た。5年を限度とするのか、それとも5年を任期とするのか、そこ辺をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

三つ目は、その2条の中に専門的な知識経験、またはすぐれた識見を活用するという事なんですけれども、具体的にどういう人たちのことをいうのか。事例としては収納課の徴収、職員の指導等と言われていましたけれども、そんな人が実際にいるのかどうか、甚だ疑問なんで、そのことについて詳しく教えていただきたいと思います。

条例の最後、第6条に、この条例の執行に関し必要な事項は規則で定めるというのを書いています。4月1日から施行するのであれば、当然必要な規則も資料として提出すべきではないかというように思いますが、その点についてもお答えください。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。8番、西郡議員の質疑にお答えをいたします。

1点目の任期付職員の方でございますが、地方公共団体の一般的任期付職員の採用に関する法律第3条第1項につきましては、高度な専門的な知識、経験、またすぐれた識見を有するものということで、条例につきましては第2条第1項に該当いたしまして、特定任期付職員ということになっております。同法の3条第2項につきましては、専門的な知識経験を有するものということで、条例では第2条第2項に該当するものございまして、専門的な知識を有する一般任期付職員ということになっております。

第4条につきましては、条例第3条に該当いたしますが、一般的な業務がふえた場合に現在で言いますと、臨時職員等を採用する、そういった通常の業務補助といった形の任期付の職員でございます。

第6条第2項につきましては、条例第4条に相当いたしまして、任期の特例について書いたものでございます。

同法第7条につきましては、条例の第5条に該当し、それぞれ今述べましたものは法律で条例に委任をする事項、条例で定めるところによるということで、うたわれておりますので、条例で法律から条例に制定をうたいこんだということになっております。

第2点目の任期を定めての任期は5年なのかということでございますが、特定任期付職員、高度な専門的な知識経験を有するものにつきましては、5年を超えない範囲でということで5年以内ということでございます。

それから、専門的な知識、経験を有する、これも条例第2条に規定する分につきましても、これも5年以内、5年の範囲ということでございます。

第3条に規定します一般的な事務補助につきましては3年と、3年以内で5年まで延長はでき

るということになっております。

次に、3番目の専門的な知識を有する者とは具体的にどんな人かということですが、専門的な知識とは、一般的にやっていますのはシステムエンジニアが有するコンピューターシステムに関する専門的な知識等が言われておりますが、今回当市で予定をいたしておりますのは、徴収関係では国税や地方公共団体の徴収事務を通じて得た専門的な知識ということで考えております。

4点目の収納課の徴収や指導といった、そんな人がいるのかということでございますが、条例が可決いただきましたら早急にそういった人選を当たってまいるということでございます。

5番目の施行規則につきましては、現在作成をいたしておりますので委員会には提出できるといふふうに思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 上位法はあっても、その条例で定めるというのが一般的なんですか。上位法の中に条例で定めなさいというのがあるから条例で定めるんですか。その辺についてちょっと教えてほしいんですが。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） これにつきましては、法に基づいて、条例で定めることによりこういった採用ができるということでございまして、条例で今回定めて採用したいということでございます。

○議長（三重野精二君） 次に、5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） お疲れでございます。8番議員とかなり重なる部分ございますが、2点ほどお尋ねをしたいと思います。

1点目は、2条にございましたように、そういう高度の専門的な方を任用するというところでございますけれども、職員の選考基準はどのような形でされるのか。その1点と。

あと収納課ということでございましたから、特段こういう条例はやはり非常に困難な部分でいろんな職員がそういう業務をするときに、やはり何か身に危険が及ぶようなことがやはりあったんではないか、私は思っています。いろんな方がございますから滞納整理含めて、そういう事例があれば、やはり職員の身の安全という確保のためにもきちっとすべきだろうと思っておりますので、この2点だけはお尋ねをしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。質疑の1点目の高度の専門的な知識を、またはすぐれた識見ということでございます。今回、条例を制定しまして想定いたしますのが、条

例の第2条の、今言われていますのが第1項でございます。高度の専門的知識、経験。これは非常にちょっと今回想定と違いまして、例えば高度な専門的知識というのは弁護士とか、公認会計士とかそういった専門的な高度な知識経験を言います。今回、想定いたしますのは専門的な知識ということで第2項に規定をする分でございます、そういった専門的な知識を持っているということで、高度な専門的と、高度がついていない部分で専門的な知識ということで、徴収関係の専門的な知識経験を持った者ということで考えておるところでございます。

それから、選考基準につきましては、これは書いておりますように選考によって採用できるということでございますから、そういったふさわしい方を探しまして選考によって採用していくという形になっております。

具体的な事例については収納課長のほうからお答え申します。

○議長（三重野精二君） 収納課長。

○収納課長（佐藤 利幸君） 4番目の具体的な事案は特に困難な事象や身に危険な事案があったのかと、そういう御質問だと思います。

今、保有する残存事案はほとんどが困難事案が多くございます。1例を具体的に上げますと、困難事案の例といたしましては、例えば民事事案、競売、破産とか、それとか訴訟事案、それから行政不服法関係事案、それとか滞納事案に本当にたけたと申しますか、そうした方との交渉とか、そういうのがございます。そして、危険の事案という例は暴力的事案というのがございます。暴力的な行動、それから脅迫言動等があるかと思っております。そうしたものに対応しなくちゃならないということでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 答弁は要りません。今、具体的事例を聞きまして、やはりいろんな仕事をする中でも、特に私はそういう収納業務というのは職員の身に危険が及ぶと、危険のおそれがあるということになれば、やはり全体できちっとした取り組みをして、だれがそこにかわってもそういう状況になるわけでありますから、今後はやっぱりそこ辺のところの全体の皆さんの考えを統一する中で、また、その課に行ったときに仕事をしやすいような環境づくりを、市長、副市長を含めてしていただきたい。要望でございます。

以上であります。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第3. 議案第4号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、議案第4号一般職の職員の給与に関する法律等の一部

を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 改正法律の写しを求めた点ですが、いただいたので取り下げます。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第4．議案第5号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4、議案第5号由布市営国民宿舎条例の廃止についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。まず、7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 溝口です。通告しておりますように、廃止ということでございますけれども、その後の跡地の利活用をどのように検討するのか。委員会発足というふうなことも聞いておりますけれども、その構成をどういうふうに想定しているのかを、まず1点お聞きしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） 商工観光課長です。7番、溝口議員さんへお答えいたします。

国民宿舎の跡地利用の件ですが、国民宿舎の跡地については、現在、副市長をキャップに跡地利用検討委員会、仮称でございますが――を立ち上げる予定をしています。

この検討委員会は、この議会終了しまして可決されれば、4月に入りまして、まず、庁舎内の関連部局を集めて検討を始めたいと思います。この庁舎内の部局で原案を作成し、次に庁舎外の検討委員会として主に湯布院地域の各関係者を入れ、多様な角度から検討を予定しております。この検討委員会は5月の連休明けからということを用意しています。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） ということは、4月以降にそういう動きをなさるということですが、先だって3日の観光経済委員長報告に指摘されますように、今後の管理の経費の予算化がなされていないんですけれども、そのあたりの予定を立てているのに管理費を計上しないというのは、どういうことになるんですか。

もちろん委員長報告の内容に、私一般質問でもちょっと言わせていただきましたけれども、納入金の減額がありますし、それはもちろん委員長報告では納入金に指定管理先との契約が締結されている以上、執行部が遺憾であるということで納入を見送るような見解を出すのは不自然だというふうな委員長報告にもございます。

ですから、その辺の納入金のこともそうですし、その後の検討もするんだけど経費はかけないと言いながら、今の課長のお答えでは連休明けに庁舎外の方々の意見を聞く会も設けると、なにかちぐはぐな気がするんですけども、そのあたりどんな筋道になるのかをちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） この建物、もう皆さんも御存じと思うんですが、湯布院盆地の中央にほとんど位置しております、皆さんの期待といいますか、今後の活用についていろんな意見が出されております。

その中で慎重に手続を踏むということの中で、検討委員会をまず庁舎内で立ち上げて、それから庁舎外の方を多くいろんな方を入れて、これからの国民宿舎の跡地をこの建物をどういうふうにするかということを検討していこうという予定をしております。

貸付期間が終わりますけど、この終了の維持費の件ですが、浄化槽については一時休止すると今後の使用に支障が出るということで、この経費については当初予算に通年分を措置しております。また、浄化槽の稼働に伴う電気料と街灯の電気料は契約管理課に措置をお願いしております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 3回しかできんので。ちょっとこれ、納得いかないところが多いんですけども。

例えば、庁舎外の方々に意見を聞くとすれば、私の今の質問に市内の方というだけじゃなくて、地元の方とか、自治会の中の方とか、そして跡地に何が建つかを心配になる方々、例えば図書館がほしいという方もいるでしょうし、公共施設なんだからかくやるべきだという意見を持った方もいるでしょう、だから、いろんな分野というときに農業者の代表とか、婦人団体の方とか、商工関係の従事していらっしゃる方とか、また、想定すべき分野の方々の具体的なことも課長から伺いたかったし、それが今なかったですよ。職員外の方々を次に想定しているんだというだけでありまして。

だから、本当に必要なのは——3回目だから全部言わせてください。検討委員会を開くんだしたら、副市長はトップだということであれば、トップの副市長に答えてもらってもよかったんですけども、そこまできちんと次の段階を想定して、それで廃止後はこうするんですという見解を述べてほしかったんです。ただし、それがないということになると、これはもう観光経済委員会で諮るわけですから、それを今、この場で私は執行部にいうよりもきちんと委員長にその辺を明確な説明を求めると、3日の委員長報告でおっしゃっているわけですから、ここはきちんとした答えを——ここじゃなくていいですよ。委員会できちんと説明を受けて、また今度、本会議のときにまた、私はそれを確認するしかないと思います。

いかに段取りがきちんとしていないかで、私のような不安を持つようになるのかという点では用意在——副市長、用意ができてないと思うんですよ。そのあたり、この納入金にしても、今後の利用に関する枠組みフレームをつくってないということにしても、3日の委員長報告で指摘されたにもかかわらず、きょう質疑で私がしたときに全然対応してないというのは、私はもう執行職務に疑問を抱かざるを得ない。きちんとした委員会での報告を要望して、答えは要りませんから、委員長よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 所期の目的を果たしたということで、昭和38年から46年経過しているみたいです。場所も私よくわかりませんし、非常に申しわけないんですけど、今日まで歩みと所期の目的と達成したという内容について、もう少し詳しく教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） 商工観光課長です。8番、西郡議員さんにお答えします。

国民宿舎の歩みについてでございますが、国民宿舎由布山荘は、湯布院町が昭和34年に国民保養温泉地の指定を受け、保養温泉地観光を推進する中で誘客の保養宿舎として昭和38年に建設されたものです。以来、湯布院観光の発展とともに、その目的を十分に発揮してきたところでございます。利用者も多く、一時期は全国の公営国民宿舎の中で稼働率が2位を堅持するなど、輝かしい実績も誇ってまいりました。しかしながら、近年は施設の老朽化と民間の宿泊施設が多く整備されたこと、旅行客の嗜好の多様化などにより利用者の減少傾向が続いている状況でございます。また、施設の整備は昭和59年に食堂棟改築、昭和62年に研修棟と浴室増改築、全客室の排煙窓の設置を行っております。宿泊棟は建設時のままとっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 59年、62年に改築等が行われているんですけども、いわゆる全国2位を誇った稼働率も含めてピーク時というのはいつごろだったんですか。大体、どの範囲を指しているんですか。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） 商工観光課長です。平成12年あたりが一番ピークだったということでございます。

○議長（三重野精二君） 次に、5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） もう答弁は求めませんが、今、同僚議員申し上げました。こういう重要なやはり議案でありますので、副市長をトップとして関係課、特に私は4月以降は財産管

理も含めてですから、契約管理課に行くと思いますが、予算面も含めて委員会のきちっとした地方自治法に該当するようなことにならないような、やはりきちっとしたことを指摘されないようなことも含めて、やはりこれはきちっと、これはもう委員会付託でございますから、今委員会で十分審議をされまして、きちっとした形の委員長報告を出していただきたい。そういうことで大変観光経済常任委員長は大変でしょうが、きちっとした審議をお願いして私は終わります。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第5. 議案第6号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第5、議案第6号由布市個人情報保護条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 提案理由の中で統計法、平成19年法律53号と書いています。平成19年という2年前なんですけれども、こんなに遅く施行があるのかと思って不審に思っ、施行期日を定める政令を請求したらいただきました。確かに21年4月1日以降になってるんで一番目はいいです。

中身についてお尋ねします。次のページのこの由布市個人情報保護条例の一部を改正する条例の31条第1項第1号及び第2号を次のように改めるということで、比較表を見ましても、結局3号、4号を削って1号、2号だけにすることがわかります。

しかし、3号については、統計法の附則の第2条に統計報告調整法の廃止がうたわれているんで、これでいいんですけど、4号については根拠がわからないんで、4号を削除する根拠は何かを教えてくださいたいと思います。

現行の大分県統計調査条例第4条というのは全く統計法との関係が記載されていないんですね。ただ、大分県が調査する項目をうたっているだけで。したがって、この4号そのものは残すべきじゃないかというように思うんですけど、その点どうでしょうか。

したがって、この2号の統計法第24条第1項の規定により、というのは総務大臣に届けられた統計調査にかかわる部分だけを触れているんですけど、これでは不十分じゃないかというように考えるんですけど、以上の点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長です。8番、西郡議員さんにお答えをいたします。

御質疑の2、3、4はすべて関連をした御質問だろうと思っております。現行4号を削る理由でございますが、条例改正案第2号に規定する統計法第24条第1項の規定による統計調査は、県が実施主体となる統計調査についても該当するものでございまして、指定都市以外の市におい

てはみずからが新統計法第24条第1項に基づいて総務大臣に届け出を行うことはありませんが、県が実施をした統計調査に関する情報を保有する可能性があることから、第2号の規定が必要となるものでございます。

また、現行第4号に規定をする大分県統計調査条例は統計法の全部改正に伴い、県議会の3月定例会にて審議をされているものでございまして、条例改正案では新法を引用するものとしたものでございます。

それで、お尋ねの4番目でございますが、この県条例も現行の第4号につきましても改正の第2号ですべてこの中に含まれてくるということになりますので、この4号はもう2号にすべて含まれるということでございます。それでありまして、この改正案で十分対応できるということになっております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） その大分県の統計調査条例の改正は3月に行われたということなんですけれども、何年の3月で条例何号で改正されているのか、それを教えていただきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） ちょっと説明が不足して済みません。現在の県議会において改正提案でございます。

そしてまた、中身を申しますと、県条例が改正され、またうちの条例も改正しなきゃならないという状況もなっております。それで、議員おっしゃるように、これ残してもいいんですが、これも改正の第2号にすべて含まれますから、今回はもうあえて残さなくて2号に含めてしまったということで御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） それは理解できます。地方自治体だから、それぞれが。それ勝手にやっていると、定額給付金と違って。

それにしても県の改正条例案そのものなんかが手に入ったら、ぜひ私のほうにいただきたいんですが、済みません。以上です。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第6. 議案第7号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第6、議案第7号由布市監査委員条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） こういう条例を泥縄式というんでしょうかね。

一つは、ただし書きで延長する期限が定かでないんですね。片方では60日とうたっており、延長するけれども期日を延長することができるということで限界がないんですね、これ。期日は条例で定めるといふふうに現行法がなっているんで、条例で期日をきちっと定めなきゃならんんじゃないかというように思うんですけども、これでは期日にならないんで、こういうのが成立するのかなというように思うんですけどね。

二つ目は、131日と私言ったんですけども、議会でもそれを使ってきたんですが、先ほど監査事務局のほうから140日かかっていたということで、実際は昨年度の決算審査が140日かかっているみたいなんですね。それはもう限度を超えてはるかに、要するに60日の倍以上なんですよ。こんなことが許されるのかどうか、私にはちょっと疑問なんで、そこら辺について明確にそういう根拠法がないのか。それとも適当に議会が認めりゃそれでいいんだ、ということやろうとしているのかどうか、その辺についてお答えいただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 監査事務局長・選挙管理委員会事務局長。

○監査・選管事務局長（佐藤 忠由君） 監査事務局長の佐藤でございます。8番、西郡議員の質疑にお答えをいたします。

ただし書きの延長に期限がないとの御質疑でございますけれども、これは地方自治法233条の第3項に、地方公共団体の長は監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付して、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないと、規定をされているところがございます。したがって、通常予算を審議する第1回の定例会までが最大限の延長できる期間と考えております。

ただ、決算につきましては、1会計年度の完結でございますので、極めて重要なことと考えておりますし、監査委員の意見等について来年度予算等に反映、また検討していただく意味からも、これは60日以内に原則提出するものと考えております。

なお、2点目の平成19年度決算審査の延長は131日、先ほど140日ということがございます。限度を超えていたのではないかという御質疑でございますけど、これにつきましては、由布市監査委員条例第6条に、市長より審査に付されて60日以内に意見を付して市長に返さなければならないと規定をされております。確かに140ということ規定の60日を大幅に超過していたということは事実でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） よくないんで、総務委員会でかなり練ってどういうことか明らか

にしてほしいというふうに思います。後で総務委員長にお尋ねいたします。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第7. 議案第8号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第7、議案第8号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 提案理由の県内他市との均衡を図るためというのが非常に気になるんですけども。自治体ですからそれぞれ独自で決めていいんですけども、これは組合との関係もあってそれぞれいろんな差がつくということができんのかもしれませんけれども、根拠はやっぱり合理的な計数に基づいて行うということが妥当だというふうに思います。

それで、この850円ですね、キロ。その850円という根拠は一体どういうところにあるのかなというふうに、数字的に見た場合にちょっと私には。仮に20日の出勤とする42.5円ということになるんですね、キロが。そこ辺で何か具体的にありましたら教えていただきたいんですが。

それと、これは40キロ打ち切りのときにもお尋ねしたかと思うんですけども、通勤距離40キロで打ち止めにするということについて、由布市内の通勤距離がそこで終わりなのか。それともそれ以上、要するに遠隔地から来る人も若干あるかと思うんですけども、そういうことについてはどういうふうな見解を持っているのか。そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。8番、西郡議員さんにお答えいたします。

1点目の1キロあたり850円の根拠でございますが、現行の職員の通勤手当につきましては、自動車等を使用する職員について合併時に3町の通勤手当を根拠として800円と規定をいたしてきたところでございます。今回、県内他市との比較検討も行いまして、見直しを行いまして1キロ当たり50円の引き上げを行うための改正案でございます。

2番目の40キロの打ち切りでございますが、これも自動車等を使用する職員について、市内の一応市内において一番遠距離を想定をいたしまして40キロということで、根拠的には湯布院塚原から挾間庁舎を想定をして大体片道40キロ程度ということで限度額を設定をしております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） また、他市と言われたので他市のことを聞きますけれども、他市の状況をもう少し。一律850円なんですか、他市が。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 県内他市の状況につきましては、1キロあたりで出しているところもございまして、キロを何キロから何キロと定めて、その間が幾らだというふうに示しているところもございまして。

そういった状況をキロ当たりで引き直して比較をした場合には、ちょっと由布市のほうが若干低い部分があったということです。それで引き上げということに、見直しに至ったわけでございます。ですから、県内他市の状況は同じ1キロで金額的に800円から850円とか一律な比較はちょっとできませんが、比較をすれば全部段階的には出てまいります。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ちなみに、議員の費用弁償のキロ当たりが57円だったんですね。それから見るとかなり職員の場合低いんですけども。総務委員会のほうでこの辺の中身をよく精査して、低すぎるものならちょっと上げてあげて、そうでないなら是正するというような形でお願いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第8 議案第9号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第8、議案第9号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これ提案理由が間違っているんで差しかえをお願いしたいと思います。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴いということ、一部改正の年と条例番号が必要な提案理由の説明じゃなきゃならないので、その点は表紙でもあり、重要な部分だと考えますし、これまで何度も指摘したことですからきちっと差しかえをお願いしたいと思います。

ちなみにその根拠法令そのものをきちっと、一部改正の年月日と番号を教えてくださいというふうに思います。

2点目は、その施行日について、もちろんその改正条例の中にうたわれていると思うんですけど、どういう形でうたわれているか、教えてくださいと思います。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 確認の上、お届けいたしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 通告を出しているんで、ちょっとその確認の上というのが意味が

よくわからんのですけれども、どういうことなんですか。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 申しわけありません。精査して後刻報告申し上げたいと思います。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） いえいえ、間違っているという指摘をしているので、ここで審議する議題そのものですからきちっとこの場で休憩でもとって調べて、そして適切な提案理由にして、そして再度またやってくださいよ。委員長、そういうふうにすべきじゃないんですか。

○議長（三重野精二君） 暫時休憩します。

午前10時45分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（三重野精二君） 再開をします。この議題につきましては、一番最後に回したいと思います。

なお、議長から執行部に忠告をしますが、通告のあったものについてはこのような事態を生じないよう、以後必ず答えが出るように待機をお願いをしたいと思います。

日程第9 議案第10号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第9、議案第10号由布市財政調整基金条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これも地方自治法233条の2の条例の定めるところによりというのがあるのですけれども、その後、または普通地方公共団体の議会の議決により剰余金の全部、または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるという部分はその条文の中にあるんですね。

ということは条例に定めなくても上位法をそのまま適用すれば別にこういうことは要らないんじゃないかというように思うのですけれども、そこへんはどういうふうに解釈したらいいのか、私には理解できないので、この2条をわざわざ、こういうふうに改正した意図について、私がかかるように教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、8番議員にお答えをいたします。

今回、基金条例の一部改正ということで上程いたしましたわけですが、これの主な理由につきまし

ては、これまでのこの条例が先ほどの地方自治法第233条の2、ここでは条例に定めるところと、それからもう一点が各年度剰余金が生じた場合は翌年度の歳入に編入しなさい。それと3点ございます。一番最後のところは、または普通地方公共団体の議会の議決により剰余金の全部または一部をとということになっています。由布市の場合はこれまでこの一番最後の部分、または議会の議決により剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないでということ、これに基づいて議会のほうに上程、基金の積み立てということで上程をしてみましたが、地方財政法では7条に2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立てということで、地方自治法上では全部または一部ということ、金額がはっきりうたわれていません。ちょっと若干あいまいな部分がございます。

今回、私どもはこの2分の1を下らない金額ということをお願いして、不測の事態や将来、当然交付税も減ってまいります。それから強固な財政基盤を確立するという意味でも、毎年度剰余金が発生した場合は2分の1を下らない金額を確実に基金積み立てをするという、この部分を入れたいがために改正を行ったということでございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） わかったようなわからないようなんですけども。財政法の7条では、それはねばならない規定ですから、当然しなきゃならないんですよ。

別に条例に定めなくたってかまわんわけですよ。なぜ、あえて条例で定める必要があるんですか。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 地方自治法上では先ほどの2分の1云々とうたっていますけど、地方自治法の第233条の2のところの条文で条例に定めるところによりということになっておりますので、私どもとすればこの部分でこの2分の1という部分をつけ加えたいということだけでございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ほかに特会等についてはどういうふうな見解なんですか。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 一応、この条例のとおり由布市財政調整基金ということになっておりますので、一般会計といいますか、財政調整基金という考え方をしております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 回数制限あるんで、もうこれ以上しませんけれども。それはわかった上で一般会計だから財政調整基金なんですけど。その他の特会のいわゆる基金化については、今まで柔軟なんです。やっているし、やらないのもあるし、やらないために一般会計に繰り戻

す方法とったりいろいろしよると、こっちは言っているんだけど、それさえもしないで、平然としている国保特別会計なんかもあるわけですよ。だから、そこ辺をどういうふう考えているのかということを知りたかったんですけど。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 現時点で申し上げますのは、財政調整基金については今回この改正をお願いするというので、あとの特会の部分で財政調整基金に類似したような基金がありますが、これについてはやっぱりその会計の事情があると思いますので、そのときで判断をしたいと考えております。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第10、議案第11号由布市市民運動場条例の一部改正についてから、日程第12、議案第13号由布市B&G海洋センター条例の一部改正についてまでを一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 1番です。議案11、12、13号全部に共通する質疑なので一括して質疑をいたします。

今回の条例は高校生以下料金を設定するというのが目的だということだということだと思えます。それは中身見ればその趣旨はよくわかるんですが、この高校生以下が利用する場合と一般の人が利用する場合で、一人ずつだったらわかるんですけど、例えば団体で利用申し込みをしてきたときに、高校生以下の子どもたちと大人たちは混じって利用するときには、これどういうふうに適用するのでしょうか。

例えば、高校生以下、子どもが1人でもいたら子ども料金になるのか。そこら辺どういうふうにしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 教育次長です。1番、小林議員さんの御質疑にお答えいたします。

大人と子どもが混じったときという形になろうかと思えますけど、それに関しましてはその利用目的の趣旨によって分けていきたいと思っております。基本的には安いほう、子どもさんが多ければ子どもの教育に資するものであれば高校生以下の金額ですという形でしたいと思えますし。特に、市内の小中学生については減免規定がございますので、ほとんど料金は取っていない

のが現状でございます。

この高校生以下に関しましては、私どもが資するところは挾間町ある上原グラウンドとかが大分市内の高校生が使うという形が多く見られますし、その辺の青少年健全育成、それからスポーツセンターにまいます福岡から、近県の高校生というような形を対象としてございますので、子どもたちに使う分については、大会によっては多分そういう子どもも大人も混じってという形がございますので、減免規定によって使用料は減免するような形がとれますので、そういう形で対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 現場でそういう判断をするのはいいんですけど、これ一応条例なので、そういうことをきちっと書いておいたほうがいいと思うんですね。

それで、ちょっと新旧対照表の一番最後のページ、どれでもいいんですけど、一番下の備考のところをちょっと見ていただきたいんですけど。備考の4のところ、これ市外利用者と市民の利用者の区別がもともとありましたよね。それでこれについては市外利用者とは由布市民以外の人が構成人員の過半数を占める場合は、市外利用者と市内利用者が一緒に混じっていても市民、市内利用者、市民が半分以上いる場合はこれは市民利用の料金にしますよって書いてあるわけですよ。こういうふうな書き方を高校生の場合もその半分以上が高校生だった場合には高校生料金を適用するとかっていうふうに書いておけば、明確だと思うんですよ。その子ども目的かどうかみたいなのがその場その場の判断ということよりも、そういう規定を備考に盛り込んでおくべきじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 生涯学習課のほうで再度検討して、その内規じゃありませんけど、そういう形をつけて検討していきたいと思えます。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第13. 議案第14号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第13、議案第14号を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんのでこれで質疑を終わります。

日程第14. 議案第15号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第14、議案第15号由布市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） この提案理由は道路法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令5号）の施行に伴い改正が必要なためというふうに書いています。ちなみに、この政令の施行日は昨年4月1日から施行になっています。どういうことなのかよくわからないんですけども、どうしてことしの4月1日からの施行になっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 建設課長です。8番、西郡議員にお答えいたします。

この占用料徴収条例につきましては、大分県道路占用徴収条例をもとに定めております。大分県につきましてもことし3月議会に提案しており、県道との整合性を図るために21年4月1日としております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） だったら、提案理由はそうでなければいけないんじゃないですか。先ほどのと同じように。

先ほどの県条例、具体的に出してもらっていませんでしたけれども、県条例が改正される見通しで根拠法令も既に施行されているのでやりますということだったんでわかるんですけど、これも同様の理由で提案理由は県条例を根拠にしなきゃいけないんじゃないですか。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） この改正につきましては、平成20年4月1日に施行されておりますが、その施行に基づきまして九州各県ブロックで検討委員会を開きまして、統一——九州で統一単価を設定しております。その設定に基づきまして今回の条例改正にしております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） だから、その設定が県条例に反映されているわけでしょ。

それを含めてことしの4月1日から施行するということを言っているわけですから、県条例が根拠にならないといけないんじゃないですか。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 県条例がことし3月に提案されておりますので、大分県玖珠町、それから日出町を除く全市町村が今回、3月議会のほうに提案をいたしております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 多分、県の準則の間違っているんだと思いますけど、県からこのようにせよという準則が来たんでしょ。それを後でいただけます。県のほうに私が文句言います。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第15. 議案第16号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第15、議案第16号由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 同様の内容につき、もういいです。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第16. 議案第17号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第16、議案第17号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 市内住宅における暴力団排除を図るためというふうにあります。

これとは直接関係ないんですけど、委員会の審議の中で暴力団のかかわる人が湯布院の町営住宅にいるんじゃないとか、あるいは挾間町でも私が知っている範囲では今度摘発された二豊商店街の組合員がいるわけなんですけれども、たまたまきちよくれ祭りの実行委員さんも委員に所属してしまして聞いたら、早期に脱退して別の組織をつくったということで、直接今回の逮捕容疑にかかわる人たちのメンバーではないということがわかったんで、それはいいんですけども。現行の町営住宅の中にそういう暴力団関係者を実際に把握しているのかどうか、そこについてお尋ねいたします。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 建設課長です。8番、西郡議員にお答えいたします。

この条例をつくる中で大分南署と協議をする中で、暴力団という人はいないという情報を得ております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） かってきちよくれ祭りのときに、その入れ墨を見せてお客を脅した人に対して警察を呼んだら、その警察官がその脅したほうと友達で、そして事件がうやむやになったという経過もあります。だから、警察情報じゃなくて、署長から正式に文書でそういう関係者はおりませんと、大丈夫ですというような確約がとれるような、そういう調査のしかたをしてほしいんですけども、その辺はこの運用についてどうしているのか、お願いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 暴力団であるか、暴力団でないかということにつきましては、今か

ら入居される方につきましては誓約書を書くことにしておりますが、現在入っている方につきましては南署から聞き取りという形でしていきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） だから、聞き取りだけじゃだめなんですよ。お友達がいっぱいいるから。そういう点では厳格に、これを運用をするような方法を考えないと、何か事が違ってからでは遅いんですから。

現にいませんと言うけれども、実際はそうだというふうに湯布院の人は皆思っているわけですよ。名前はよくわかりませんが。そこ辺はちょっと明確にしてもらわんとその迷惑、何かいろいろな迷惑もかけているらしいんですけどね。そんな町有住宅に迷惑をかける人をおいといて、そして、市がお墨つきを与えるようなことをやってもらっちゃ困るんですけども、もう少しはっきりならんですか。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） この議会終了後に由布市と南警察署で協定を結ぶことにしていますので、そのときにそういう文書的に南署のほうからもらうようなことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第17. 議案第18号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第17、議案第18号由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 同趣旨なのでいいです。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第21号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第18、議案第19号から日程第20、議案第21号を議題として質疑を行います。質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第21. 議案第31号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第21、議案第31号平成21年度由布市一般会計予算につ

いてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に通告順に行います。

それでは、最初に歳入全般について行います。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 議案第31号一般会計予算書由布市というのが出ています。しかし、表題部は由布市一般会計予算についてというふうになって、ほかの議案は全部「ついて」がついてるんですね。この部分だけどうして予算書と書いて、あるいはまた、予算そのものの冒頭を見ましても、次のページを見ましても平成21年度由布市一般会計予算のみです、「について」というのがどこから出てきたのか。急に私も悩みだしたんですけど、「について」に御解説をお願いしたいんですけど。もし、必要ないんであればこういうのは取ってほしいし、必要なればきちっと適当な位置にこれを記載すべきだというふうに思うんですが。

開けてほしいと思います。第1表の歳入歳出予算枠が一段1センチあります。ずっーと開いて、毎回言うことなんですけど、18ページをごらんになっていただきたいんですけど、わずか5ミリです。挾間町ときは7ミリで私、1センチにしろってやかましゅう言いよったんですけどね。由布市になって5ミリにされて、何かもともとのテーブルが5ミリだから5ミリより拡大できんと言うけれども、補正予算のすべては全部1センチなんですね、補正予算は。この当初予算だけが5ミリなんですよ。書き加えることもできなければ何もできない。不便だから何とかこれも補正予算と同じように1センチにしてくれということは何回も口をすっぱくして言うんですけども、ほかの大体すっぺりこっぺり言いながら何とかやってきてもらっているんです。これだけは全然言うこと聞いてくれんですけども。その点について、なしか。

18ページを開いてください。滞納繰越金がずっと出ています。予算がそれぞれ1,000万円、2,000万円、軽自動車税は1,000円、それぞれ個人分の滞納繰越分を見ますと調定額は1億2,800万円です。法人分が600万円。固定資産税の滞納繰越分が調定額が3億円、軽自動車税で言いますと1,000万円ということで、調定額はそのくらいあるんですけども、なぜか切りのいい1,000万円、2,000万円、1,000円というふうになっていますが、これは収納課が出した目標値なのかどうなのかというのが私には甚だ疑問なんです。

収納課がいろいろ御努力されてかなりの滞納の収納を、徴収を上げています。そうしたことを加味してこの目標値が出されたのか。それとも収納課とは関係なしにだれかが適当に決めているのか。その点を明らかにしてほしいと思います。

ずっーとって17款、30ページ。1項1目の財産収入の駐車場貸付料は前年度は一般財源扱いになっていました。一般財源扱いになっていたのをその下、ずっーと次の次の33ページの21款5項2目の宝くじ収入もたしかそのような説明だったというように思います。今回は特定

財源として充当しているようなんですけれども、その去年の答弁の違いを、一般財源扱いする、しないの違いをちょっと教えていただきたいんですが。

それと最後にこの中の雑入、33ページの収納課の2万3,000円について、どういうものなのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは、8番議員にお答えします。

まず、1点目の平成21年度の由布市一般会計予算書、これについてでございますが、私のほうもこの様式、一般会計予算書というふうに最初のいきさつはよく知りませんが、由布市としましては、一般会計、それから特別会計も含めて、もうこのような形に統一したいというふうに私も考えておりますので、これで御了解いただきたいと思います。

それから、2点目の行間隔ですか、5ミリはちょっと狭いということで、せめて補正予算の1センチにしてほしいということでございますが、補正予算の場合は議員御存じのようにその節の説明のところの下に金額、それから新規、増減等を書いております。この関係で下の段に出るということで1センチに広がっているわけですが、これをそのような補正予算の方式に改めるといふ形にしますと、どうしてもやっぱりシステムの改修ということで費用もかかりますし、倍にふえるわけですから、当然ページ数も増えますし、紙もふえるということで、現時点ではこの分では悪いというような不満もいただいておりませんので、どうかこのままで御理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、3点目の滞納繰越分の収納見込み額、これがちょうど切りのいい数字ということでございますが、実際に税務課、それから収納課等でこの予算額が上がってまいります、これは目標値ということではございません。あくまでも当初の段階ではこれぐらいは確実に入るであろうということで、この金額にしております。実際に年度末になれば、当然のことながら、これを上回ったような補正というような形がおきますので、今回といいますか、あくまで収納課が出した目標値ということではございません。

それから、4点目の財産貸付収入の駐車場の貸付料ですか、これが一般財源扱いではないのか、一般財源扱いだったのではないかとということでございますが、これにつきまして37ページをお開きいただきたいんですが、ここに確かに総務の一般管理費のところでもその他財源ということで財産収入が入っております。次の40ページちょっと開いていただきたいんですが、ここの5目のところに財産管理費ということで、同じく財産収入ということで122万7,000円入っております。今回、このようにちょっとばらばらなところがありましたものですから、一応財産の貸付収入については特定財源の扱いをするということで、21年度からそのようにさせていただ

いたことをごさいます。

それから、5点目の雑入の宝くじ収入、これも今まで一般財源扱いでなかったのかということですが、これにつきましてはやっぱり用途を明確にするという意味におきましても、今年度から特定財源の扱いをさせていただいたということをごさいます。

最後の収納課の雑入をごさいます。これは何かということをごさいます。臨時職員の保険料等をごさいます。

以上をごさいます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 「について」も5ミリも理解できないので、理解してくださいと言われても無理な話です。それだけは言うておきます。また、言います。

○議長（三重野精二君） 次に、5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 歳入の23ページ、23ページの使用料及び手数料で、節の総務使用料の中のロノ原ふれあい広場2万円というのがごさいます。これのどういいうお金だったのか。それと今、管理運営形態はどうなっているのか。庄内振興局の課長にお願いしたいと思ひます。

○議長（三重野精二君） 庄内地域振興課長。

○庄内地域振興課長（井 正弘君） 庄内地域振興課長です。5番、佐藤議員の質問にお答えをいたします。

ロノ原ふれあい広場2万円についてごさいます。これはグラウンド及び管理、休憩所の使用料としての収入であります。

それから、管理運営についてごさいます。管理については地元自治区のほうにお願いをいたしまして、市が運営をやっているところごさいます。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 内容はわかりますが、私がお聞きをしております——答弁は要りません。これは全体の話になりますから。今、地元自治区の皆さんと、たしか中尾の方中心です。もう当初からされている方が高齢になりまして、やはりもう管理運営は無理だという状況になっているようでありまして、今、庄内地域振興課の課員が出て、草切りとか管理をされている。一部地域につきましてはそういうグラウンドを含めては地元がしていますが、その周辺の——たしかあそこは桜を植えております。1口オーナーで大分市近郊を含めて相当の数の方がオーナーになっていまして、その分を当初、町時代であったと思ひますが管理をしたわけでありましてけれども、そのとき、地域の中尾地区の方たちがやろうと、地元は地元でやろうという非常にいい状況でありましたけど、かなり高齢に皆さんなりまして、ビーバー等含めて作業が困難になっている。

したがいまして、こういう部分が私、昨年、一昨年も含めてこういう市の所有の管理形態をど

うするんかという問題があります。したがって、こういう部分につきましては今からもうほとんど地域ではやはり処理しきれなくなる状況になってくると思うんです、他の地域も含めて。したがって、この分も含めてやはり今後公園整備課ではございませんが、そういうすべての部分を洗い直して、今まで委託とか管理をお願いしている部分、たしかあろうと思いますから、そういう部分きちっとやはり原課を含めて関係課含めて、副市長がトップでそこ辺の部分を精査をしておしてやはり現状はどうなっているのか。管理運営ができないという状況ならやはり市として売却も含めてどうするんかという、今後の方策を私はやっていかなければこういう地域の方々の取り組みが厳しくなってくる。そういうことが現状にありますので、この分につきましては要望をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） これでは歳入についての質疑を終わります。

次に歳出について款別に行います。まず、2款総務費について、最初に23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 1点お尋ねをいたします。43ページ、2款総務費1項総務管理費7目電子計算費19節負担金補助及び交付金の中のブロードバンド整備事業補助金、これについては庄内の阿蘇野、直野地域というような説明があったんですが、事業内容についてちょっとわかりませんので詳しい説明をお願いします。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。お答えをいたします。

2款1項7目19節電子計算費のブロードバンド整備事業補助金についてでございますが、国の定義による2010年度ブロードバンドゼロ地域解消の一環として、施設整備を行う民間通信事業者に対し、対象事業費の3分の2以内、上限を1,000万円として補助金を交付するものでございます。

今回、事業を実施いたします阿蘇野地域につきましては、この設置に関する補助を行えば、ADSLという設備の導入が可能なこと、また、国の定義上ブロードバンドの対象となります高性能の携帯電話通信サービスエリアの、阿蘇野地域はエリア外であるということから、今年度実施を予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、16番、田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 私の質問、ほとんど2款がほとんどなんですが、二つに分けて、ページ数が2カ所、二つにちょうど分かりますので2回に分けて質問します。

一つは39ページです。2款総務費の1項総務管理費2目の文書広報費の18節備品購入費です。金額的にはたいしたことないんですが、毎年13万6,000円上がってて、去年もカメラ

買って、ことしもまたカメラというあれがありましたので、どれくらいの使う回数は多いと思うんですけど、その辺の理由をひとつお願いします。

それと5目の財産管理費、そこの13節の委託料です。資産評価支援事業です。それが昨年よりも184万7,000円ほど増加しております。それと施設等保守管理の——ここは交流センターだったんですが、これも336万5,000円増加しておりますので、その理由をお願いいたします。

まず、この2点についてお願いします。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。39ページの2款1項2目18節備品購入費であります。これは今おっしゃられましたようにカメラの購入を予定をいたしております。広報の取材では休日等、特に行事等が重なることが多くてカメラが2台必要でありますのでお願いしたいと思います。現在のところはコンパクトカメラというもので対応しているんですが、どうしても望遠レンズが使えないということや画質が劣るといようなことがございますので、新たに一眼レフのカメラを購入したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課長でございます。16番の田中議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘の歳出の2款1項5目13節の委託料の中の資産評価支援事業の増額の理由でございますが、この事業につきましては、新公会計制度に向けた制度の確立に関する支援に伴いまして、私どもが管理いたしております土地の財産台帳等の整備を現在、アウトソーシングでお願いして作成をしているところでございます。この増額につきましては21年度、そういったデータをもとに公有財産の管理システムを導入したいというように思っております。そのシステムの導入分が増額ということになってございます。

次に、施設等保守管理でございますけれども、確かに言われますようにふるさとふれあい交流施設の保守管理とあわせまして庄内駅、南由布駅、湯平駅等の管理委託等、それから小野屋駅のトイレの保守管理等を含めまして金額が御指摘のとおり三百数万円程度増額となっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 施設等を管理費ということだから、掃除とかいろんなそういう維持管理になるんですか。それにしてもちょっと多いかなと思うんですが。前年度の決算があれしていませんので、ちょっと幅が余り大きすぎたのでどうだろうかということをお聞きしたん

ですが。

○議長（三重野精二君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（川野 雄二君） 庄内振興局長です。田中議員の御質疑にお答えいたします。

445万円で昨年より336万5,000円増額になっている理由についてのお尋ねでございますが、これは委託料445万円の内訳は庄内のほのぼの温泉館の管理業務の委託料が312万円と、残りが由布市のJRの駅舎等の管理委託料で133万円でございます。

昨年度、20年度は説明の欄でこれが別々に記載されておりましたが、21年度は説明の欄でひとつに計上しているため、議員が御指摘のようになっております。実際には24万5,000円ほどの増となっているところでございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） はい、わかりました。もう続いていいですか。

じゃ、41ページと42ページをお願いします。41ページの2款1項6目の企画費で1節の報酬ですが政策懇談会委員と行財政改革推進会議委員、それから地方交通会議委員と市民交通対策検討委員というのが昨年度までありましたが、この四つがありません。ということは、ここには載ってないんですけど、二つぐらいしか。そのなくなった理由はもう要らないからということだろうと思うんですけど、その辺の説明をお願いいたします。

そして、残りの二つの委員会は回数がふえるのでしょうか。

それと42ページの2款1項6目の企画費の13節委託料です。コミュニティーバス運行業務ですが、488万円ですか、昨年よりもふえております。これも。それについては路線がふえる、回数がふえる、そういった理由があると思いますけど、その辺の理由をお願いいたします。

それと、途中下車ですね。女性はとにかく行くときは軽いんですが、帰りは買い物して帰りますので結構重たくなるんです。できない理由はわかるんですが、駐車場が余り離れていると、やはりそういった声、運転手さんかなり聞かれているのではないかと思います。再度、もう一度この途中停車というのについて、どういうふうにお考えしているか、聞きたいと思います。

それと、7目の電子計算費です。11節の需要費で修繕費が210万円、昨年がやはり66万5,000円でしたので、どこか修繕がふえているんだと思います。それと13節の委託料、電算運用業務ですが、これも昨年と比較したときはかなりこれも100万円ですか、ふえているんですよ。

それから、その13ページに行きますが、先ほどブロードバンドのところの説明はあったんですが、この備品購入費ですね、18節の。機械器具費の、それも何を購入——もし説明されていたら済みません。もう一度この何を購入されるのか、お願いをいたします。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

まず、政策懇談会についてでございますが、平成20年度は総合計画の実施計画の中間年に当たるということもございまして、進行管理上、特に重要課題がなかったということから開催を見合わせたところでございます。21年度は実施計画の3年目のローリングの年に当たることから、政策懇談会で進捗状況等の検証を行いたいというふうに思っております。

それから、なくなったわけではございません。前年度まで報酬で計上しておりましたものを条例に基づき設置されるもの以外の委員会については、報償費に計上するという事になったことに伴いまして、表面上そういう変化になっている部分がございます。

地域公共交通会議、それから市民交通対策委員会とも開催回数や予算額については前年どおりでございます。

それから、次にコミュニティーバスの関係でございます。コミュニティーバス運行业務委託料の増についてでございますが、20年度までは契約額から利用料金を差し引いた金額を見越した予算を組んでおりました。しかしながら、そうしますと契約時に負担行為を起こすのに予算額が不足するというような状況が起こってまいりますので、新年度では契約金額見込み額をそのまま予算として計上をしているところでございます。

それから、フリー乗降のことについて御質問がございましたが、なかなか気持ちはあるんですが、一般乗合旅客自動車運送事業という、その中の定時定路線というもので行っておりますので、一定の制約がございますので御理解を願いたいと思います。現在、利用者からは余り強く要望はないというふうに伺っております。

それから、次の電子計算費でございますが、まず11節の修繕費につきましては本来修繕場所を特定して組んでいる予算ではございません。ただ、20年度におきましてはLAN配線の整理、並びに庁舎フロア等の改修、また、落雷事故等の不慮の事故に対する対応を行っております。

21年度特定していないと申しながら、想定される——そういうおそれがある場所としてネットワークの遮断の可能性が高いフロアということで、庄内庁舎の1階のLAN配線の整理が必要ではないかなあというふうに考えております。

それから、13節の委託料についてでございますが、これはこの部分の増加についてでございますが、現在由布市の基幹システムの多くを機器用レンタルルームという大分市のほうに委託をして運用管理をしております。現在、その2区画分を所有をしているんですが、今後庁舎管理や危機管理上で重要な役割を担っているサーバー類のハウジングサービス化を一層進めていくために1区画分を追加したい。これは大体250万円を想定をしております。

それから、市の各部署で使用する代表メールアドレスに対しまして毎日相当数の迷惑メールが送られてきております。大変業務に支障を来しているような状況も起こっておりますので、これ

はメールアドレス公開しないというわけにもいきませんので、業務の円滑化と危険なウイルスから個人情報を守るための対策として、迷惑メールを駆除する駆除業務と申しますか、ライセンス制となっておりますので、そのライセンスの取得を考えております。これが約100万円です。

もう一点大きいのがございまして、現在使用中のサーバーと申しまして複数のコンピューターのネットワーク利用で、全体のファイル管理やデータ管理を専門に行うコンピューターがございしますが、このサーバーの老朽化による入れかえ等がございまして。これに関係するものとして450万円相当を予定をしているところでございまして。

それから、備品購入費でございまして、ここにつきましては業務用のパソコンを昨年並みに50台を予定をいたしております。

それから、先ほど申し上げましたサーバーを6台、新規ということをお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（相馬 尊重君） 行革推進課長です。田中議員の御質問にお答えします。

6目1節の報酬の中での行革推進会議につきましては、要綱による設置の委員会ということで、8目の報償費のほうに組み替えたということで、前年度と変わりございません。

なお、指定管理選定委員会につきましては、21年度で指定期間が満了する施設が7施設ほどございまして、その切りかえ手続が必要なため回数の増を見込んで増額をいたしております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） わかりました。ありがとうございます。パソコンについては私自身がうといので、これだけ費用がかかってもしなきゃならないのだなということで、非常に後の処理の維持費、それから修理、いろんなのがかかると思いますが、50台も一度に必要ななど思ったりもしますが、現場としては必要だろうと思っております。耐用年数がどれぐらいあるかわかりませんが、丁寧に使っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 溝口です。ちょっと重なるところがございましてけれども、2款について通して質問申し上げます。

まず、39ページで1項2目13節の委託料のCM作成の委託先。また、なぜCMをつくるのかという目的とその内容。そして、その下にあります12節の役務費のFBサービス手数料というのがわかりませんので内容を教えてください。

続きまして、41ページの1項5目15節の工事請負費の内容で、御説明は庄内庁舎の空調工事と湯布院庁舎の改修ということでしたので、この具体的な内容を教えていただきたいと思えます。

続きまして、42ページの1項6目13節委託料、田中議員と重なりますが、コミュニティーバスの委託料の中に反映されると思うんですけども、運賃の収入をどのように具体的に取り扱っているのか、その内容を教えてください。また、時刻表を印刷するというほかに、経費としてどんなものがコミュニティーバスの運行業務に入るのかをちょっと教えていただきたいと思えます。

あと今のフリー乗降にもなりますけれども、シャトルバスとコミュニティーバスの連携ですね。シャトルとコミュニティーをどうつないでいるのか、その検討などがなされているのか、ということをお教えいただきたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（古長 雅典君） 湯布院地域振興課長です。溝口議員の御質問の湯布院庁舎の改修につきましては、昨年子育て支援課が1階のほうに配置されましたけれども、それに先立ちまして地域振興課の建設係と農政係を2階のほうに配置がえをいたしました。そのために2階の地域振興課が手狭になったということで、壁がございましてけれども、壁を3メートルほど移動させていただきたいという部分と、もう一点が福祉事務所に福祉部長が在籍しておりますが、非常に狭いということで、そこも若干間取りを変更させていただきたい。その2点でございます。

○議長（三重野精二君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（川野 雄二君） 庄内振興局長です。溝口泰章議員の御質疑にお答えいたします。

2款1項5目15節の工事請負費でございますが、これは庄内庁舎の空調設備の中の一番大きな熱源機の取りかえ改修工事でございます。工事費としては約2,900万円を予定しております。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。お答えをいたします。

まず、39ページのCM関係でございます。これはOABの大分放送が行っております市民を初め、県民に広く地域の魅力をPRするという、同番組のコンセプトに賛同いたしまして、平成18年度からこのCM大賞に参加をいたしております。委託先は挾間町のスタジオさたけというところを予定をしております。編集作業は高度な技術を要するため、編集及び撮影補助を主体に委託をしているところでございます。

それから、次にコミュニティーバスでございますが、まず、運行業者には契約金額から利用料金を差し引いた額を支払っておりますので雑入には含まれておりません。

それから、他の費用でございますが、時刻表予算のほかにアンケート調査を行っておりまして、これに47万8,000円、それから運行のデータ管理に68万9,000円、新規移動式のバス停購入費等に29万6,000円というものを予定をいたしております。

それから、シャトルバスとコミュニティーバスとの連携でございますが、市民検討委員会や公共交通会議で利用者アンケート、市民の多くの声があった場合等にダイヤ改正時には協議を行っております。また、今年度もシャトルバスにかかります運行上のアンケート調査を今年度同様実施を予定をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 会計管理者。

○会計管理者（米野 啓治君） 7番、溝口議員にお答えいたします。

39ページの3目会計管理費の12節役務費の中のFBサービス手数料とは何かということでございますが、FBサービスというのはファームバンキングという通称でございますが、銀行が取引先企業とお互いのコンピューターを通信回線で結びまして取引などを即座に完結させるシステムでございます。現在、由布市では大分銀行の振り込みセンターと直結しておりまして、端末機で口座振り込みをいたしております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） ありがとうございます。この中で、先ほどコミュニティーバスの料金を差し引いて4,342万9,000円ですかを、委託料で支払うということですが、余り言っちゃいけないと思うんですけども、これはもう料金をいただいたのを委託先が幾ら入ったという、その申告だけで判断して引くんですか。もう完全な信頼をしているということですね。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） お答えをいたします。毎月、業務の運行をいたした日の日計表と申しますか、そういったきちとした報告書をもちろん作成をさせていただいております。信用しているということで言われれば信用して運行をいたしております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） その信頼関係の上で運営されているんですけども、ひとつ聞いていただきたいんですけども、市長。私、温泉館をよく利用するんですけども、1年間の会員券を買っております。いろんな人と会うんですけども、庄内、挾間の地域の方が車で自分で運転して来られる方がいいんですけども、バス使えないかと思ってシャトルで来たいというときに駅で降りて、足の便がそこから歩くしかないんだ。シャトルバス1本だけで温泉館まで行ける方法ってというのはないんでしょうか。だから、200円、200円で片道400円かかるから、割り

算すると会員券は物すごく安くなるんです。そのために行く経費のほうが高くなっちゃうから会員券買えないんだなというふうな発想を言われましてね。

ああ、そうか。じゃ、とってちょっと考えてみたんですけれども、温泉館の会員券にそれを見せればシャトルバスはあるいはコミュニティーバスは無料だというような特典がつけられないのか。もちろんその前にシャトルバスが温泉館経由で年金病院を回って温泉館前を通って駅に行けば、ルート変更だけでシャトルバスだけでも温泉館に来れるし、もちろんこれは健康増進ですから健康増進策にもつながる。実際に年金病院に通っている市民の方もたくさんいる。この方たちがシャトルだけで、コミュニティーバスを使わずにシャトルバスだけで年金病院にも降りられるというふうな形のアンケートを課長が実施していて声は出ているでしょうけれども、かなりな数になると思うんです。そういう特典をつけても温泉館の収入がずっと上がっていくような改善策にもつながると思いますので、ぜひとも御一考を願いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 先ほども出た財産収入なんですけれども、その充当先として2款1項1目の237万6,000円ということを言われたんですけれども、その次にいった財産管理費ですね、40ページの財産管理費にもちらっと触れたんですけれども。この金額が2款1項1目ですべて充当してしまっているんですけれども、5目の財産管理費では122万7,000円というのはどういうことを指しているのか、具体的に教えていただきたいと思いますが。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 8番、西郡議員の御質問にお答えします。

先ほど財政課長のほうからお話がありましたけれども、実はこの金額につきましては、御指摘のとおり財産収入の土地建物貸付料のほうからこの金額を充当いたしてございます。

目的といたしましては、歳出の41ページ、2款1項5目19節の負担金補助及び交付金の貸付地元交付金というのが122万8,000円、一応計上してございまして、この金額の歳出のための財源措置ということで充当をいたしてございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） じゃ、740万円の残りをちょっと説明してくれんですか。その122万7,000円以外の充当先を。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 残額につきましては一般財源としての取り扱いをされているものというように思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 正確な金額をちょっと言ってくれんですか。端数まで。ここに財産収入で上げている土地建物がすべてじゃないんでしょ。ほかの2円と7円というのがよくわからないのですけれども、内訳をちょっと詳しく言ってくれんですか。

後でいいです。

○議長（三重野精二君） あとで資料を。

○契約管理課長（渡辺 定君） 大変申しわけございません。資料が手元にございませんで、後ほど答弁させていただきます。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 8番議員にお答えします。

この財産管理費の充当の内容につきましては、まず、コミュニティーセンターの使用料手数料、これが3万5,000円、それから市営駐車場の現年分、これが1,052万4,000円、それから滞納繰越分が3万2,000円。それから土地貸付料、これが122万7,000円、それから契約管理課の雑入ということで13万円、以上の内訳になっております。

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時15分とします。

午後0時07分休憩

.....

午後1時13分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。教育長が公務のため、午後欠席届が出ております。

次に、3款民生費について。まず、23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 2款がひとつぬかっておりますが、ちょっとそれを言わせていただきます。

歳出、48ページ、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目住民基本台帳費13節の委託料、住民基本台帳ネットワークシステム207万4,000円出ておりますが、これは戸籍事務の向上のための機械か何かの購入と思うんですが、内容がよくわかりませんので詳しい説明をお願いします。

○議長（三重野精二君） 市民課長。

○市民課長（佐藤 鈴江君） 市民課長でございます。23番議員の御質問にお答えをします。

住民基本台帳ネットワークシステムの委託料についてですが、住民基本台帳ネットワークシステムと、これに連動しております公的認証システムの3庁舎の窓口に設置しております機器と周辺機器の保守点検のための委託料162万7,920円と、庄内庁舎電算室に設置しています住

民基本台帳ネットワークシステム専用の機器の障害、不具合等の対応の運用支援サービス料と、挟間、湯布院庁舎での運用支援のための委託料44万5,725円の合計207万3,645円でございますので、207万4,000円を計上しております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） わかりました。それでは民生費に移らせていただきます。

歳出の56ページの3款民生費1項社会福祉費3目障がい福祉費20節の扶助費、これは特別障がい者手当等給付費2,104万1,000円になっております。この特別障がい者というのはどういうものなのか。それから、給付の内容はどうか、お尋ねをします。

○議長（三重野精二君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（加藤 康男君） 福祉対策課長です。23番、山村議員にお答えいたします。

特別障がい者等給付費は、在宅で精神または身体に重度の障がいを有するために、日常生活に常時特別の介護を要する人に支給される国庫補助4分の3事業でございます。

この予算内容としましては、20歳未満の障がい児福祉手当として月額1万4,380円の30名分及び20歳以上の特別障がい者手当月額2万6,440円の50名分の予算でございます。重度の程度につきましては、特別障がい者手当のほうにつきましては、著しく重度ということで1級が単に1級該当者であっても2項目といいますか、1級障がい程度が二つ以上あるというような極めて著しい重度の程度の認定となります。障がい児福祉手当のほうはおおむね1級程度の方が該当するようになっております。

以上でございます。

○議員（23番 山村 博司君） はい、わかりました。

○議長（三重野精二君） 次に、20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 吉村です。54ページの民生費第1項1目13節の委託料、概算設計業務500万円、これは湯布院地域の福祉センター建設にかかわる設計ということなんです。これに向けて今後どういうふうな流れの中で建設完成までいくのかを含めて、場所も含めて、また、どの程度の規模を予定しておるのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（三重野精二君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（加藤 康男君） 福祉対策課長です。20番、吉村議員にお答えいたします。

由布市総合福祉センターの建設場所は、平成21年2月の由布市総合福祉センター建設策定委員会の答申によりまして、健康温泉館敷地内を予定しております。

予算の概要設計業務の委託費は、健康温泉館敷地内に新築、または健康温泉館本体を増改築し併設する場合の比較検討して位置や施設形態を決定するためのものがございます。

設備内容は、保健師や社会福祉協議会及び関係各課担当者による作業部会で協議したものを総合福祉センター建設策定委員会で検討し、報告された設備機能を基本に考えているところでございます。

スケジュールといたしましては、平成21年度当初に比較検討を行うための概算設計を実施し、その後福祉センター建設策定委員会での最終検討を行っていただいた後に、平成21年度中に実施設計費を補正による予算計上を行いまして、平成22年度建設工事に着手をしたいと考えているところです。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 今回の吉村議員と同趣旨なのでいいんですけど、よくわかりましたが。健康温泉館の敷地内につくるということで、そのいきなり概算設計するという前に、例えばもうちょっと具体的にいろんな人たちの意見を聞くとか、事前のどういう機能でどういう大きさのものがほしいとか、いろんな意見を多分持っていらっしゃる方いると思うので、そういう市民の意見聴取みたいなことは予定されていないんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（加藤 康男君） 福祉対策課長です。1番、小林議員にお答えいたします。

意見収集につきましては、由布市総合計画の実施計画でも由布市総合福祉センター建設事業を計画しているものでございまして、内容等につきましては議会の文教厚生常任委員会代表、自治委員代表、民生児童委員代表、老人クラブ代表、医師会代表、社会福祉協議会、保健師と行政で構成する由布市総合福祉センター建設策定委員会で、これまで5回検討してきたところでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） それはいいんですけど、概算設計。だから、具体的イメージとして、どこにどんなものを、例えば健康温泉館に新設したり、増設したり、いろんなやり方があって、新設するとしたらどういう機能のどういう部屋をどういうふうにつくるとか、そういうイメージが出てきた段階で——今のお答えの中でその後また検討委員会にかけるといようなことを言われていたので、そういう全部最初に設計図書いて決めちゃうんじゃなくて、なるべくいろんな人の意見を入れながら修正ができるような、そういう柔軟な設計をしていってほしいなという意味で、そういう意見聴取をしながらしていってもらえるんでしょうか、ということを確認したかったんです。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 先ほど課長が申しましたように、作業部会から一応の案が出ております。その案で一応概算設計をやってもらう。それでまた、再度検討を加えて肉づけな

りしていくというような考え方でおります。

○議長（三重野精二君） 次に、4款衛生費について。まず、23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） お尋ねします。歳出の69ページ、4款衛生費2項清掃費2目塵芥処理費13委託料、ごみ収集処理業務6,145万5,000円あります。これは恐らく民間委託しておる湯布院のごみ処理場の経費と思いますが、この金額が大きいわけですが、この内容と、それから年間の処理量、どれぐらいのごみ処理量を扱っておるのか、わかれば教えてください。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 環境課長です。23番、山村議員の御質問にお答えいたします。

69ページの塵芥処理費の委託料でございます。今、議員の言われましたようにこのごみ収集処理業務の委託につきましては、旧湯布院町区域の一般家庭等を含めたごみの収集の委託料として計上いたしております。通常の廃棄物処理計画に基づきます一般家庭からの排出ごみと、それから特に湯布院自衛隊の駐屯地と日出生台の演習場を持っておりまして、そこから排出されますごみの運搬だとか、それ以外にも公共施設においでますいろんなごみ、それから特殊なものでは平成19年に発生しました台風5号の被害に遭ったときの災害ごみの運搬とか、そういったものの委託費を計上いたしております。

この委託料でございますが、主なものは人件費とそれから社会保険料等の福利厚生費が主で、それとあと車両の維持管理費というようなものが主になって積算されております。

委託先につきましては、湯布院町内の湯布院クリーン産業という、当時湯布院町時代に直営でやっていたときに従事しておりました臨時職員で設立しました会社のほうに委託しているという内容でございます。

それと年間の処理量ですが、済みません。ちょっと数字を持ってきておりませんので申しわけございませんが、年間トータルで6,000トン程度だったというふうに記憶しております。また、詳しい資料は後ほど山村議員のほうに必要であればお差し上げたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 68ページの4款1項6目環境対策費の中の13節委託料で生活排水処理構想計画策定業務、これ新規事業だというふうに詳細説明のときに言われましたが245万7,000円。ちょっと詳細説明のとき何か県の汚水処理構想の5年ごとの見直しでやるんだというような説明があったと思うんですけど、この生活排水処理構想計画というのがどういふ計画なのかということと、県の構想の見直しに伴う事業であれば、一般財源しかでていないんですけど、県からの支出金はないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 環境です。1番、小林議員の御質問にお答えいたします。

当初予算の詳細説明で新規と申し上げたところでございますが、昨年上がってなかった項目というところで新規という言い方をしましたので、ちょっと誤解を与えたのかなというふうに思っております。

まず、この計画なんですけれども、この計画自体は生活排水処理率の向上ということが目的でございます。現在、農林水産省、水産庁、国土交通省、環境省、3省1庁が連名で各都道府県に策定を依頼しております。これに基づきまして各市町村が策定をいたしまして、大分県の全圏域汚水適正処理構想、大分県の生活排水処理施設整備構想としてとりまとめを行うというものでございます。

これは詳細説明のときも少し説明が足りませんでしたけれども、今回が初めて策定ということではございませんで、平成7年12月19日付で当時の建設省等から通知されまして、基本構想策定の基本指針というような通知がされまして、最初に平成7年に作成されております。およそ5年というようなスパンで見直しを行うということでされてきたものでございます。

この計画の内容ですけれども、将来のあるべき姿ということで総合計画あるいは都市計画、農業振興計画だということもあると思いますが、将来の人口推計などを勘案して、それぞれの省庁が所管しております各種施設があると思いますが、そういった特性、経済性を考慮して過大な投資を避けて効率的な整備を図る。そして、将来の維持管理コストも含めて整備計画を策定するという内容になっております。

前回は平成15年度、16年の3月のときに見直しがされております。このときの見直しは当初やっぱり公共下水道とか、農業集落排水といったような集中浄化槽がかなり計画されておりましたが、現実として市町村財政が非常に厳しいということで、結果的には公共下水道区域には個人ごとの浄化槽が設置されているという状況がありまして、非常に計画と乖離している。これを見直しをなささいということで、1回、16年3月に見直しがされております。

今回、特に指示をされておりますのは、特に限界集落とかもあると思うんですが、近年の人口減少あるいは少子高齢化、さらに市町村合併の進展ということがありまして、そういう構想そのものに大きな変化がきているのではないかと。そういう現状を踏まえ、また、さらに生活排水処理率が伸びていないという状況で、これを新たな長期計画で策定なささい。通常ですと大体5年をめどに作成するわけなんですけど、今回につきましては、平成19年度を基準年として平成21年から平成41年までの20年間の長期計画、これを策定してくださいねということで通知が来ております。これは一応9月ごろまでに大分県とヒヤリングを重ねまして、最終的に11月30日までに提出という予定になっております。

それから、財源の件なんですけれども、一応これ廃棄物といいますか、生活排水処理について

は一応市町村の固有事務ということで補助はありませんで、一応一般財源ということになっております。

○議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） よくわかりましたが、これを計画に盛り込む、書き込むことがどういう意味を持つんでしょう。その3省庁が都道府県につくれと言って、財源もなく市町村が勝手にいろいろつくるわけですけど、例えば今聞いたら長期計画、平成41年までを見込んだ計画を書くと。そうすると、例えば今由布市ではそれこそ下水道をどうするかというような長期的な大きな問題があると思うんですよね。その合併処理浄化槽を中心に整備を進めるのか。平成41年までの間に下水道を引き込むというようなことを見込んで書き込むのかとか、そういうことを書き込むことが、あと何かそれに基づいた制約なり、補助なり、そういう何か負荷がかかるような計画なんですか。

単に国に提出するためのだけの、書けるもの書けばいいという話なのか、そこら辺を教えてください。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） この計画ですけれども、一応今平成16年に策定されましたのは、今、言われましたように挾間町区域については全域公共下水道で提出がされております。また、庄内につきましては一部、今の東長宝の農業集落排水、湯布院町についても一部公共下水というのが平成5年の計画の中に若干ありましたので、いわゆる経済性と比較した場合には公共下水有利というようなこともありまして、湯布院町区域もやはり一部公共下水が入ったままというような形になっております。それが現実非常にそぐわない。市町村財政も非常に厳しい中でやはりそういう見直しをなささいということになっておりますので、先ほど申し上げましたように、今現在挾間町の公共下水についても見直しがされておりますので、そういった下水道計画。

それから、もう一つ、由布大分環境衛生組合のほうに事務委任しておりますけれども、廃棄物処理法に基づく生活排水の処理施設に整備構想というのがありまして、これが環境衛生組合のほうで策定されております。これが平成34年まで今、計画されておりますが、こういったものの当然整合を図らなきゃいけないということで、関係部署に寄っていただきながらどのようにやっていくのかということで、最終的には市長の判断をいただいて、先ほど言いました10月30日までに提出したいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ちょっと逆の意味で、この計画をつくらなかったらどうなるのか。逆に、例えば、この構想計画に下水道を挾間地域の下水道をもしかしたらやるかもしれないって書いておかないと、実際に下水道をやろうと思ったときにはやれないとか、よく過疎計画なんか

もそういうのありますよね。とりあえず予定しているものは書いておかないと、この計画がないと実施できないとか。この計画そのものがそういう制限力みたいなものを持っている計画なのかどうかということが聞きたかったんですけど。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 制約があるかということになりますと、そこまでの縛りは一応は受けておりませんが、一応先ほど言いました3省1庁、それが連携して全国の生活排水処理率を上げていくという目標のために現実に沿ったものをつくりなさい。それに対して、それについてオーケーを出したものについては補助金を出すよ、というものではないということでございます。

○議長（三重野精二君） 次に、6款について。まず、7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 6款が二つあります。

74ページ。6款1項3目19節負補交、先だつての補正のときにも触れましたが、担い手農地集積高度化促進事業補助金のほうが昨年度比で392万円の減額計上になり、ブランドを育む園芸産地整備事業補助金が15万円の減額計上、集落営農組織育成対策事業補助金が262万円の減額計上というような形で、結果的に減額予算となっておりますけれども、そのわけは先だつての補正でわかっているんですけども。

農業に対する取り組み姿勢として、市は農業自体が生命維持産業と言われる意味合いを持った産業でございますので、取り組む姿勢に今後の食料事情など見込んで発展的な取り組みというのが必要だと思うんですけども、その姿勢を持っていらっしゃると思うんですけども、その気持ちを聞かせたいと思います。どうやるかということ。課長、お願いします。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。当初予算額のみで比較をいたしますと、確かに議員さん御指摘のように減額になっておりますが、ここに掲げられました三つの事業につきましては、いずれも新規事業が入っておりまして、それぞれの取り組みの中で、もしくは農政の中で、後退している取り組みにはなっていないというふうに認識をいたしております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） ということは、また、事業に申し込みとか、あるいは要望などが出てきたときに、増額の補正で対応できるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 3月の補正予算の際にも予算の仕組みの件で御説明申し上げましたけれども、県の予算枠取りという絡みがございまして、とりあえず現時点で直接の予定者の方と話をしております、21年度についてはその事業を実施予定にしております。参考までに担

い手集積につきましては、20年度中に実施できなかった事業2ヘク、新規が2地区ですが4ヘクの6ヘクタールが集積を新規にする予定になっております。

それから、ブランドを育む園芸施設の件ですが、こちらも20年度に事業ができなかった分を含めて別に2対象者が補助対象に現在のところとなっております。

それから、集落営農のほうですが、この事業につきましても20年度にできなかった分にあわせて2対象者が事業対象となっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 取り組む姿勢のほうを伺いたかったんですけども。

掘り起こして、足を運んで、じっと待つて申し込みを考えるんじゃなくて、自分の足でこういう事業を市としてやりたいから、農政としてやりたいから、あなたたちどうですか、というふうな——広報とは言いませんけれども、説得してもっとよりよく農業をこの市の中で位置づけようと。担い手をしっかりした助成体制でやるべきだということを先だつての補正からずっと私申し上げているつもりなんですけれども。県の絡みなどを言い出すとそこはもう始まらないと思うんです。

ですから、この前の補正でも農業に対する活性化に交付金を使ってもよかったんじゃないかというようなところまで、うがってはいないと思う見方をしたんです。だから、取り組みの姿勢として課長が本当に農家を回ってやるつもりであるのか。その方向をとろうとなさっているのかということだけでも聞かせたい。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 議員さん、御承知のように、最近の農業政策の面においては農業就労者の減少、あるいは農家数の減少、後継者不足ということがございまして、政策そのものが担い手の育成ということに力を入れております。そうなりますと国県の補助事業につきましても、補助対象者が限定をされてきておりまして、その取り組みにつきましても、各部会を通じたり、生産者組織を通じたりということで、直接農政課のほうと協議をしながら事業実施を決めていております。

農政といたしましても決して後退をする方向には進んでいないというふうに考えておりますが、ただ、社会情勢——農業の社会情勢的なものがございまして、生産所得をふやすというような取り組みに結びつくかどうかというのは今後のことでございますが、取り組みそのものについては前向きに取り組んでいるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 次がありますので。

次が77ページになるんですけど、今のことでちょっとだけ注文しておくのは、事実として予算が減額になっているということだけは取り組みが私は前向きじゃないというふうに取り扱っていますので、そのあたりを委員会のほうでもぜひ詳しく聞き取っていただきたいと思います。

続いて77ページになります。6款2項1目19節の負補交ですけれども、この森林整備地域活動支援事業交付金の内容がわかりませんので、詳しくお願いします。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 森林の整備地域活動ということでございますけれども、間伐あるいは所有者の境の草切り、作業道の草刈り等の実施をした場合に、作業対象山林の面積に対して1ヘクタール当たり5,000円を交付をする事業内容になっております。

この補助対象者なんですが、これは5年間分の施業計画というものをあらかじめ出していただきまして、国、県もちろん市もですが、その申請を認定をし、市と協定を結んだ3業者に交付することになっております。事業は補助率は国が2分の1、県と市で2分の1の補助率になっておりまして、19年度から始まった事業で23年度に終了する予定になっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 今、わからなかったのが、3業者、三つの団体と理解すればいい、業者ですか。それはどこになりますか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 三つの団体なんですが、一つは森林組合です。一つは旧林業公社、現在では大分県森林整備センターとありますが、そこと、あとはもう私的なというか個人企業です。控えさせていただきますが、日田の林業関係の業者でございます。その3業者に限られております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 6款については2項目お聞きします。

最初のが72ページの農業振興費の中の11節需用費の中の修繕費300万円。農政課が管理している施設の修繕費だという詳細説明でしたけど、具体的にはどの施設の何の修繕費なのでしょう。

2点目は74ページの負補交の中で下から五つ目、陣屋の村事業補助金15万3,000円、去年と同じで多分陣屋の村の指定管理者南九州スピードでしたか——を通して、農村体験交流の分の補助金だと思うんですが、この陣屋の村の指定管理者が契約を打ち切りたいというような申

し出があったというようなことが全員協議会でちょっと報告されておりますが、その後の経緯と来年度、指定管理契約はどういう見込みになっているのか、そこら辺。状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。修理の施設につきましては、農業関係の施設を農政課のほうで管理をいたしております。15カ所ほどございますので、ちょっと時間が長くなりますので、内容につきましては後ほど議員さんのほうにお届けをさせていただくということよろしいでしょうか。

それから、陣屋の村の事業ですが、御指摘のように合併以前から陣屋の村事業としては取り組んでおりますけれども、これは挟間地域にあるみどりの少年団、土の子少年団の活動に交付をしている補助金でございます。陣屋の村は、以前から陣屋の村そのものが農業構造改善事業体験実習館としてオープンをしておりますので、その絡みがございまして、事業名は陣屋の村事業ということになっております。

今後の陣屋の村の件につきましては、来年の3月まで現在の協定があります。先般、少し全員協議会で御報告をさせていただきましたが、一部をとりやめたいという申し出が出ていますが、協定書そのものは来年の3月末日まで協定期間がございますので、その協定書に基づいて今後も管理運営をするように通告をいたしております。

協定期限後につきましては、まだ、担当課のほうとは協議をしておりますが、21年度の夏あたりぐらいから取り組みというか、協議が始まるのではないかというふうに予定をしております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） わかりました。修繕費15カ所、ちょっと実は去年同じ場所の同じ修繕費の同じ額の300万円が陣屋の村の修繕費で上がっていたので、あれっと思ったんですがこれは陣屋の村の修繕ではないんですね。

その陣屋の村のほうの指定管理の件なんですけれども、協定書どおりあと1年管理しなさいと言ったというのはいいんですけど、ただ、どうしてもできない場合は協定書には契約や協定を変更する場合には3カ月ぐらい前から協議を始めるということが書かれていて、前回の全員協議会ではもうすぐにでも、1カ月後にでもやめたいと言っているけどだめですよと、農政課のほうと言ったというふうに報告されたと記憶しております。であれば、今その業者は3カ月間の協議を始めようとして協議を申し込んできているのか、いないのか。そこら辺を教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 修繕費につきましては、陣屋の村、指定管理の分が含まれておりまして、現在、予定としては陣屋の村の地下タンク——灯油の地下タンクがございますが、この地下タンクが法令に違反する、構造が違反するという立ち入り検査の中で指摘を受けております。オープン当時からなのか、途中から改造したのか、ちょっとわからないんですけども、いずれにしても法に抵触するというようなことになっておりますので、この修理費を予定をいたしております。

それから、協定の件ですけども、とりあえず向こうからのというか、業者からの申し入れは本体部分をもうやめたいというような申し入れですので、それはもう協定を辞退するということにつながるののでできないというふうに回答をしております。

先ほどおっしゃられたように、3カ月前に協議をするということが協定書の中にありますので、そういう協議の内容であれば申し出をするようにということもあわせて伝えておりますが、現在のところ、私どものほうからの回答書についてのいろんな協議事項の申し入れはありません。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、8款について。まず、16番、田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 81ページをお願いします。その8款土木費1項土木管理費1目土木総務費13節の委託料の中に、ここに19年度市道草刈り業務というのが150万9,000円あったんですが、そこにどこに行ったのかな。それは河川だったと思うんです。河川総務費の中に湯布院川上の131万8,000円があるんですが、そのことでしょうか。ちょっとその辺をお伺いします。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 建設課長です。河川草刈り業務の委託料につきましては21年度より河川費の河川総務費の13の委託料のほうに組み替えをいたしております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） じゃ、場所としては湯布院のほうだけですか、大分川から、こっちのほう入っています。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 湯布院が28カ所と同尻が1カ所入っております。

○議長（三重野精二君） 次に7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 84ページの8款4項2目19節負補交で景観協議会補助金、これ説明ではコンサルへ発注をする費用であると。対象地が湯布院ということでしたが、もう少し詳しくお願いしたい。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 都市・景観推進課長です。御質問にお答えします。

湯布院景観協議会につきましては、今年度湯布院における大規模開発の抑制ルールづくりに取り組んでまいりました。昨日、今年度の最後の会議がありまして、一定の素案の作成に至っているところです。

来年度につきましては、引き続き湯布院の大規模開発の抑制ルールを成案にするという作業に加えて、農村景観の保全、特に田園の保全のルールについて取り組んでまいりたいと考えておるところです。

さらに、建物の建築ルールにつきましても来年度取り組む予定にしていると聞いておりますので、それに対する補助金でありまして、協議会よりコンサルに委託するものでございます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 田園の保全と建物、建築に関するルールづくりでコンサル。これで417万9,000円というのは、その二つのコンサル、対象が二つでこんなに細かく出てくるんですか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。コンサルは1社でございまして、昨年度の見積もりを利用して予算計上させていただいておりますので、このような端数になっておるところです。

○議員（7番 溝口 泰章君） 見積もり額ですね。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） はい。

○議長（三重野精二君） 次に、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 次のページ開いてください。土木費6項住宅費の住宅管理費の中の諸収入です。85ページのその諸収入の財源内訳の該当するのを見ると、雑入の建設課149万円というのに関係するのかなと思うんですけども、そこ辺わかったら教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 建設課長です。この諸収入につきましては、今年度市営住宅の火災報知機の設置工事を行います。工事費につきましては約1,700万円でございますが、その中で社団法人全国公営住宅火災共済機構より100万円の補助金をいただくようになっております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） それが149万円の内訳ということですか。残りは何になるんですか。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 149万円の内訳につきましては、100万円がその住宅の關係の補助金で、49万円につきましては里道水路の占用料、道路の占用料等が入っております。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ちょっと戻って済みません。83ページです。8款4項1目都市計画総務費の中の13節委託料で都市計画図修正業務3,990万円。挾間と湯布院の都市計画図を修正するという御説明でしたけれども、都市計画の見直しそのものを行うということなんでしょうか。ちなみに総合計画の実施計画では、21年度に都市計画マスタープランを策定することになっておりますけれども、それもあるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 都市計画の見直しにつきましては、昨年、一昨年と都市計画道路の見直しを委託しまして、素案ができ上がっているところです。今後、用途地域の見直しも絡めて都市計画を改正してまいりたいと考えておまして、この都市計画図修正業務はそれに必須の業務でございます。都市計画図修正業務に引き続き、湯布院と挾間地域の基礎調査を県で行いまして、それをもとに用途地域の見直しへと進んでまいりたいつもりでございます。

都市計画マスタープランにつきましては、現在、協議会を運営しておりますので、そちらで十分議論してまいりたいというふうに現在考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 都市計画の用途地域見直しですね、ということですね、今おっしゃられたのは。21年度に見直し作業をするということでしょうか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 21年度におきましては、前半に都市計画図の修正業務を行いまして、年度の後半に県が基礎調査を行う運びとなっております。そのデータを受けまして平成22年度以降、見直しの業務に具体的にはとりかかってまいりたいと考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ということは、今回の3,900万円の都市計画図の修正はその都市計画道路の修正だけですか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。業務の具体的内容は由布市全体の航空写真を撮影いたしまして、湯布院と挾間の都市計画区域につきましては、それを図化するという作業まででございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（１番 小林華弥子君） 最後なんですけど、都市計画の見直し、特に用途地域の見直しは今、さっき言及されていた景観マスタープランだとか、都市マスだとかいうことと総合的にやっていく仕事で、相当日数や手間をかけてやっていくべきことだと思うんですね。今、年度後半で県の調査を入れた後、２２年度からやっていきたいということですけども、これはあれですか。ちょっと将来的に例えば、ここ、２２、２３年で用途地域の見直しまできちんと計画立てていらっしゃるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 具体的には湯布院におきましては、現在の湯布院景観協議会の中で土地利用にまで踏み込んだ計画の素案をつくっておきまして、ゆくゆくはそれを都市計画にうたいこむという作業になってまいるかと思えます。

挟間につきましても、平成２１年度に基礎調査を完了しますので、２２、２３で用途地域を見直すことになるかと考えております。

○議長（三重野精二君） 次に、９款について。２３番、山村博司君。

○議員（２３番 山村 博司君） 歳出の８８ページ、９款消防費１項消防費２目非常備消防費１９節負担金補助及び交付金、この中の県消防補償等組合負担金の１,７３５万１,０００円になっておりますが、この負担金の内容がよくわからないので説明をお願いします。

また、この拠出基準か何かあるのかどうか、それがわかれば教えてください。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐藤 和明君） 防災安全課長です。２３番、山村議員の質問にお答えします。

負担金の１,３５０万１,０００円の算出根拠につきましては、これはこの負担金は消防団員の賞じゅつ金、それから損害補償費、退職報償費でございまして、まず、賞じゅつ金が団員数に３００円掛けて２４万１,５００円、それから損害補償金が団員数に１,９００円、１５２万９,５００円、別に人口に３円５０銭を掛けまして１２万３,８７５円。それから、退職報償金が団員掛ける１万９,２００円ということで、１,５４５万６,０００円、計１,７３５万１,０００円計上しております。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（２３番 山村 博司君） 総計はそれでわかるんですが、基準というのはもうあれですね。さっき言った団員数に掛けたりそういうことですね。団員数の数の掛けたり、そういうとでいいんですかね。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐藤 和明君） それで結構でございます。

○議員（２３番 山村 博司君） はい、わかりました。

○議長（三重野精二君） 次に、10款について。まず、23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 98ページの学校給食配送の2,120万3,000円、項目はちょっと省略しますが、その金額の内容ですが、給食センターが9月に供用開始ということでわかるんですが、委託する業者、これは何社なのか。

それから、もう一点は、たしか中学が3校、小学校が17校と聞いておりますが、対象する学校は20校でいいのかどうか。

その2点をお尋ねします。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 教育次長でございます。23番の山村議員さんの御質疑にお答えいたします。

まず、給食センターの配送事業2,120万3,000円でございますが、このうち120万3,000円は既存の配送センターの配送費でございます。2,000万円が9月から新しく新規にかかる分でございます。

業務内容としましては、今おっしゃいましたが小学校は16校でございます。中学校が3校。それから、今の計画の予定では幼稚園の9園も予定しておりまして、全部で28施設の配送計画になっております。

業務内容につきましては、副食食器缶、食器等の配送及び回収、それはもう給食コンテナに積み込んでの配送でございますが、それから残菜等の回収が主なものでございます。

配送計画としましては、同時刻ぐらいに大体皆さん方にお伝えしたいので6ルートを考えております。この2,000万円といたしますのは、債務負担行為でも5年間で1億5,500万円ほど、平成25年度まで債務負担行為を設定してございますが、給食車が大体年数が5、6年という、一応見まして5年の計画でしております。ですから、年度途中からでございますので、4年間と7カ月で55カ月を一応計算して見ております。

その中で業者としましては当然運送業務を設定する業者を見込んでおります。その中で当然入札なり行いながら業者の決定をして、予算執行するような形をとらせていただきたいと思います。以上でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 内容はよくわかりましたが、運送業者ですね。これは由布川小学校から塚原小学校までかなり距離があります。給食センターは庄内にできるわけですが、事務局の考えとしては大体配送業者は何社ぐらい予定しているんですか、ちょっとお尋ねします。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 先ほど申しましたが6ルートをして、1社でございます。1社に業務委託するという形をとらせていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） それで十分対応できるんですね。はい。わかりました。

○議長（三重野精二君） 次に、12番、藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴です。ページは92、94、96、これ関連がありますので一括して質疑を行いたいと思います。教育費の賃金、臨時職員の賃金でございますけれども、このことについて2点ほどお聞きをいたしたいと思います。

まず、1点目です。小学校の臨時職員の賃金7,435万1,000円、それから94ページの中学校の臨時職員の賃金2,015万3,000円、それから96ページの幼稚園の臨時職員の賃金が2,590万円となっておりますが、トータルで約1億2,000万円強という臨時職員の賃金になっておると思います。それでそれぞれ大体臨時職員の人数がどれくらいを賃金として充当しているのか。

それから、2点目はその臨時職員の多岐にわたって職種があると思うんです。その職種はどのようなものがあるのか、この2点お聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三重野精二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（河野 眞一君） 教育総務課長でございます。藤柴議員にお答えします。

臨時職員の数ということでございますが、まず、小学校の臨時職員につきましては小学校の臨時教諭、これが特別支援の教諭を兼ねておりますが、この部分が10名。それから小学校の校務員が3名、それから小学校の図書司書、これが10人でございます。そして、特別支援員、これは学校校務員も兼ねておるところもございしますが、これが16人。それから、これも小学校のほうで英語指導をする教諭であります。挾間、庄内、湯布院、それぞれ小学校の英語指導をする教諭を3名。

それから、続きまして中学校の臨時職員の数でございますが、これはトータルで10名でございます。内訳は校務員が3人、3中学校ありますので3名です。それから、司書がこれもまた3名でございます。それから、英語指導の助手ということでございますが、ALTということでありますので、賃金はちょっとそれぞれ違う形態がありますが3名です。あわせて10名ということであります。ちょっと待ってください。臨時教諭が1名です。入っております。これは庄内中学校の臨時教諭ということで1名入っております。

それから、幼稚園でございますが、幼稚園の臨時職員の賃金ということでございますが、これは15名です。最近では預かり保育も含めて入れておりますので、臨時職員、代替職員を入れまして15名ということでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） それで、予算段階でこれだけ大きな金額であるんで、小さい金額の臨時職員の分に、他の項目についての分については私はいいと思うんですけども、これだけ教育関係で1億2,000万円程度の臨時職員の賃金ということですので、できたら人員を入れていただければ、こういう質問も私は簡略できると思うんですね。これ委員会付託されますので、あとは聞く場所がなかなか——委員長報告に対しての質疑しかできませんので、やっぱりこういう多額な金額に対してはある程度人員を入れていただきたいと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

人員というのは、今、金額に対して臨時職員が何人という人員ですね。これをちょっとつけ加えていただければ、私なんかこういう質問を、内訳を、それできますか。できなければできないで。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。藤柴議員の御質問にお答えします。

一応この予算書に入れるというのは非常に困難かと思えます。したがって、こういうものについては、資料を別途差し上げるという形の方法をとらせていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 最後に、要はこれさっきの説明、職種の説明を聞いた中で、学校の図書司書さん、これ各中学校、小学校に配置をされておると思うんですけど、この前の市報の臨時職員の採用の要綱と、これ私切り抜いて持ってきたんですけど、この中に当然湯布院、挾間に図書館の司書ということで図書司書ということでまた募集をかけておるんですね。だから、同じ資格の司書免許なるものを持っておるのであれば、お互い相互兼務といいますか、そういうお互いが小学校、中学校等々のお互いの兼務ができれば、少しでもこの人員の削減につながるんじゃないかなと、私はこう思うんですけど、そこら辺の見解はどうでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 実際に兼務している学校もございます。例えば石城小学校については、朴木小学校兼務、それから阿南小学校については大津留小学校兼務、西庄内については星南を兼務、南庄内については阿蘇野を兼務という形で、湯平小学校が川西小兼務という形で、できる限りのところについては子どもさんが少ないところについては兼務体制をとっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 図書室はできんですか。全く性格が違うから。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 図書室につきましては、挟間の図書館と湯布院と庄内に分館がございますが、それぞれ日常業務と申しますか、一般の方も見られますし、それなりの対応が必要でございますので、それぞれ兼務という形はちょっと無理かと思っておりますので。できるだけ皆さん方の要望に沿うような形で湯布院図書館については今度1名体制でございましたが、できれば2名、隔日ぐらいに2名というような形の体制もとれるものであればとっていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、その他について。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 調書です。差しかえで債務負担行為の差しかえをいただきました。継続費の調書、119ページを開いてください。

119ページの継続費の調書の最後、継続費の総額に対する進捗率の表記の仕方がこれ誤っていると思います。

どういうことかと言いますと、下の教育費、学校給食費のところを見てほしいんですけども、平成20年度を見てください。継続費の総額に対する進捗率が100%になっています。総額っていうのはもう決まっているんですね。総額ですから。これは年度内の額の進捗率100%というあらわし方をしているんですね、と私は思います。だから、こういう率は間違っているんで、やっぱりきちっと書き直してほしいと思います。

それと、差しかえてくれた債務負担行為、ここでいうと122ページの差しかえのページを見ても、やはり由布市に「土地開発公社に」ということで、「に」がまただぶって、去年御注意申し上げて、もう直しますというのまた繰り返すんですけど、これも御訂正方お願いします。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それではお答えします。

最初の継続費の調書でございますが、全く御指摘のとおりでございます。今回、指摘を受けまして、再度継続費の総額について、とらえ方についてちょっと調査いたしました。確かに西郡議員おっしゃるような年度ごとの率ではなくて、あくまでも事業費の総額の率ということが正しいようでございます。したがって、次回から訂正をしましてまいりますので御理解をいただきたいと思っております。

それから、もう一点目の債務負担行為の調書、これ昨年も何か指摘があったということで、私もちょっと——そのとき財政にいなかったものでちょっと頭になかったんですが、確かに「に」、「に」、続きでございますので、正しくは由布市土地開発公社ということでありまして、由布市の「に」についてはもう必ずこういうことになるように一応原本のほうも削除したところでご

ざいます。御理解をお願いいたします。

○議長（三重野精二君） これで議案31号についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時25分とします。

午後2時17分休憩

.....

午後2時27分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

----- . ----- . -----

日程第22. 議案第32号

日程第23. 議案第33号

日程第24. 議案第34号

日程第25. 議案第35号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第22、議案第32号から日程第25、議案第35号を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

日程第26. 議案第36号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第26、議案第36号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 取り下げます。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

日程第27. 議案第37号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第27、議案第37号を議題として質疑を行います。質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

日程第28. 議案第38号

○議長（三重野精二君） 次に日程第28、議案第38号平成21年度公共下水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 取り下げます。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第29. 議案第39号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第29、議案第39号を議題として質疑を行います、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第30. 議案第40号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第30、議案第40号平成21年度由布市水道事業会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 取り下げます。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

ここでさきの保留分、西郡議員の質問に対して答弁をお願いします。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 8番、西郡均議員の御質問にお答えをいたします。

提案理由の中の大分県の事務処理の特例に関する条例の一部をここに入れるべきではないかという御指摘であったかと思いますが、確かに議員の御指摘の一部を入れるという考え方もありますし、これはさきの12月の県議会で既に可決をされた条例であるということで、本則にとけ込んであるということで、この条例でもいいのではないかという二通りの考え方があるのかなというふうに思っております。私どもといたしましては、いずれも正しいのかなということでどちらにするかという根拠を持ち得ないので、内部協議をさせていただきたいというふうに思います。今後、こういうものについては統一した書き方をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 都市・景観推進課長です。午前中は失礼いたしました。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が施行日を平成21年4月1日ということで、大分県におきまして大分県条例第45号、議決日が平成20年12月16日、公布日が平成20年12月19日となっております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 私が言ったのは提案理由の根拠法令の書き方が間違っているということと言ったので、一部を入れるとか入れんかという問題でなくて、根拠法令そのものが違うということ言ってるんで、聞き違えてるんじゃないですか。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 私ども根拠条例については、その改正の条例が本則のほうにもとけ込んであるという解釈をされるのではないかということでございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） だからそういう根拠法令今まで書いたことないんですよ。今まで改正したら改正時点の根拠法令をきちっと書いて、そして提案にした。だから本体がそうだからというて、地方自治法の一部改正を昭和26年云々かんぬんという書くような書き方はしないんですよ。ことし改正されたらことしの年号の一部改正の法律番号をきちっと書くという書き方今までしてるんで、それを統一されてもらわないと、両方正しいんじゃないかみたいなこと言ったら、今までどうということやるか、今から先どうということを作り出すかわからんのできちっと言ってください。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） そういうことで統一をしていきたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 同じ議案9号について、きのうちちょっと一般質問で再質問できなかった部分について質疑でお伺いしたいと思います。

今回、この条例を由布市で制定するのが、屋外広告物に関する権限が県から移譲されたということで、屋外広告物に関する権限、ぜひ市独自で持ってほしいと私は前から思っていたので、よかったなと思うんですが、ただこの権限が移譲されてきのうの一般質問の最初の市長の答弁では、一応規則で定めて当面、年に2回違法屋外広告物の除去を行いたいと。ただ基準が県の基準を当面は適用したいという答弁があったと思いますが、当面ということは、先々市独自で屋外広告物に関する市独自の基準を設ける予定があるのかということと、それから年に2回除去作業をするということで、先ほどの当初予算案を見ると、事務費が92万6,000円ついておりました。ただこれ県から移譲されて県から財源も移譲されたのかどうか、そこら辺教えてください。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 都市・景観推進課長です。市独自の基準につきましては、現在、湯の坪街道周辺地域及び塚原地域におきまして、屋外広告物に関して協議会の取り組みがなされておりますので、その推移を見守りながら、必要があれば市独自の基準を定めてまいりたいと考えております。

あと財源の問題ですが、屋外広告物の許可手数料が発生しますが、それを市にいただくということになります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 市独自の基準を由布市屋外広告物条例として制定する必要があるんじゃないかと思うんですね。県の基準というのが県の屋外広告物条例のことを言われてると思うんですが、というのは、この条例のこれまあ手数料条例ですけれども、今まで県の屋外広告物

の基準は県の基準はこの手数料を見てもわかりますように、大きなものも立てられるわけですよ。ちょっと気になってるのが、由布市が持っています湯布院の潤いのあるまちづくり条例の中に、屋外広告物に関しての届け出規制があります。規制というか、届け出基準が設定されてますね。それは例えば広告板だったら10平米以上のものとか、あるいはポールだったら8平米とか、あと高さも4メートル以上とか6メートル以上は届け出をしてくださいと。それは今までは市が屋外広告物の権限を持っていなかったから、市としては一応届け出をしてもらうということで、届け出てもらったら今度は権限は持っていないけど、事前に窓口でお願いをしてなるべくこの8メートル以下に抑えてくださいとか、10メートル以下に抑えてくださいというのをお願いをしてきてくださったと思うんです。過去ずっと湯布院の担当者がすごく頑張ってお願ひしかできない、権限は持っていないけど、お願ひしかできないからということでしたが、窓口で大分説得をして、名前を挙げると例えばローソンとかジョイフルとかの看板を低く抑えてきたという実績があるんですよ。お願ひでしかできなかったことが、今度権限を持ったのですから、きちんとこれ権限として条例に書き込んでおいてあげないと、逆に今この手数料条例に10平米以上のもの、例えば40平米以上のものについての手数料が書きかえてあるものを持っていて、基準がないとなると、この手数料払うんだからつけていいということになるじゃないかと言われちゃうと思うんですよ。窓口ではできるだけ小さく、例えば湯布院では10平米以下にしてくださいとお願ひをしておきながら、この手数料条例だけだと、40平米以上のもの手数料が決められてるんだから、これ払えばつけていいというふうに思われてしまうと思うので、これはぜひ由布市独自の基準をそれこそ地域ごとの基準でもいいですし、そういうのを早急につくっておく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。議員の御指摘のとおりですので、早急に検討してまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ぜひ急いでやっていただきたいと思います。

あと財源ですが、利用料だけじゃなくて、事務費の財源移譲はされたんでしょうか、県から。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 事務費の財源移譲はされておりません。それで今後どのような事務が事務量が発生するかちょっと現時点ではわかりませんので、市長が御説明したとおり、当面県の基準を準拠しながら進める中で、独自の基準について検討してまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 最後なのでわかりました。基準はぜひ早くつくってください。財源移譲なんですけど、これ屋外広告物に関する権限だけじゃなくて、今回県からいろんな権限移譲されましたよね。それについてはぜひ多分県下いろんな市町村一斉に移譲されてると思うんで、権限だけ移譲するんじゃないかって、それに伴う事務作業というのが非常にかかると思うんですよ。そういうものについてぜひ県に対してもきちんと仕事だけを押しつけないで、それに伴う事務費を請求するぐらいのことはしていただきたいなと思いますので、そこは市長、副市長にお願いをしておきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 何かそれでこらえてくれみたいなことでさっき終わったんですけども、こらえられんのでやっぱり提案理由は私は間違ってる、間違っていないという根拠は、とけ込んでるからこれでいいじゃないちゅうのは成り立たんのですよ。

○議長（三重野精二君） 総務部長、後でよく相談して、ようわからんやろう今。（「後相談したっち、これはそのままあった」と呼ぶ者あり）

そのままにはしませんので。（「はい、わかりました。ほなら一步譲りましょう」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

以上で各議案の質疑は終わりました。それでは報告第1号及び議案第3号から議案第21号並びに議案第31号から議案第40号までの計30件案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審議をお願いします。

追加日程第1. 請願について

○議長（三重野精二君） お諮りします。2月26日に開会以降、新たに請願1件を受理しております。ついてはこの1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、請願1件については追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、請願についてを議題とします。

議会事務局長にその請願の朗読を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長（野上 安一君） 平成21年第1回由布市議会定例会請願文書表追加。請願者紹介議員につきましては、敬称略させていただきます。

受理番号4、受理年月日21年2月26日、件名、協同出資・協同経営で働く協同組合組合法（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願。請願者住所氏名、大分市大字本幸崎〇〇番地〇、東部地域福祉事業所「ゆりかご」所長杉崎トヨ子外1名、紹介議員太田正美、高橋義孝。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ただいまの受理番号4の請願については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三重野精二君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は3月18日午前10時から各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会をいたします。慎重審議御苦労さまでございました。

午後2時43分散会
